

疑わしい取引の届出に係る説明会



2026年8月
金融庁 金融犯罪対策室

1. 金融庁の取組み	2
2. マネロンガイドライン及び有効性検証における位置づけ	7
3. 疑わしい取引の参考事例と届出状況	14
4. 金融機関における対応状況	23
5. 届出書作成時の留意点	26

【参考】

別紙1 金融セクター分析結果概要	33
別紙2 各セクターからの疑わしい取引届出の概要	52
別紙3 FATFによる各セクター向けの主なガイダンス等	62

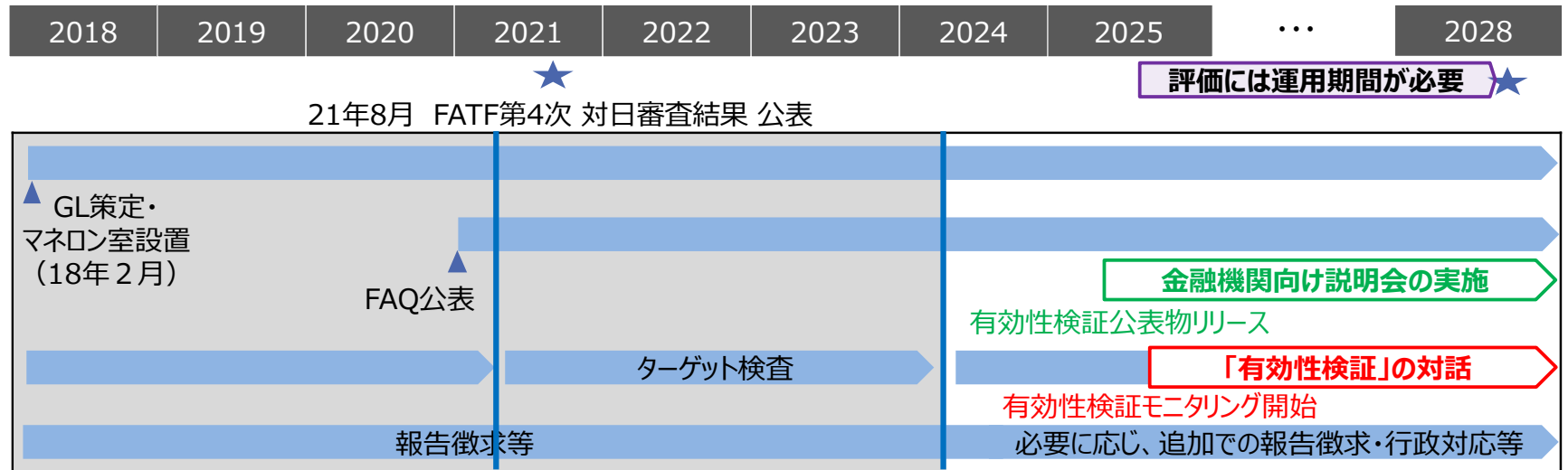
1. 金融庁の取組み

1-1. マネー・ローンダリング/テロ資金供与/拡散金融とは何か

- ◆ マネー・ローンダリング(Money Laundering:資金洗浄)とは、一般に犯罪によって得られた収益を、他人名義の口座へ振込入金することや、偽名を使用して盗品等を売却すること等で、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいいます。
※不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネロンの対象となるものを前提犯罪といいます。
- ◆ テロ資金供与(Terrorist Financing)とは、テロ行為の実行資金、テロ組織の活動資金等のために、資金や場所等を収集・提供等する行為のことをいいます。
- ◆ 拡散金融(Proliferation Financing)とは、大量破壊兵器(核・化学・生物兵器)等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金または金融サービスの提供をする行為のことをいいます。
- ◆ FATF(ファトフ)とは、Financial Action Task Force(金融活動作業部会)の略称です。
1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受け、マネロン対策(AML)の国際基準策定・履行を担う多国間枠組みとして設立されました。2001年の米国同時多発テロ事件を受けて、その任務にテロ資金供与対策(CFT)が追加され、さらに2012年2月のFATF勧告改定により、大量破壊兵器の拡散に関する資金供与対策等(CPF)が追加され今日に至ります。FATFの活動指針は、FATF担当大臣が承認するFATFマנדートに定められています。FATFには38か国・地域と2地域機関が加盟しており、年に3回の全体会合にて、FATFの活動に関する事項を決定しています。

1-2. 有効性検証に関する文書の作成・公表

現状	■ 24/3末を期限として、「マネロンガイドライン」に基づく基礎的な態勢の整備を金融機関に要請 ■ 今後は、金融機関自らが有効性検証を行い、基礎的な態勢を維持・高度化していくことが重要 ■ FATF第5次審査では金融機関にヒアリングが行われるため、金融機関自らが態勢の有効性を合理的・客観的に説明できることが必要
公表物 25年3月	■ 有効性検証を金融機関自らが考え、実施するための考え方を示す（最低の目線・水準ではない） ■ 有効性検証の具体的な実施手法を金融機関が検討する助けとなるよう、実際の取組事例を紹介する ■ 有効性検証の結果を踏まえ、当局との対話の論点・手法を予め示す（行政の透明性も確保） ⇒ 25年夏以降に当局検査の中で対話を開始。「有効性検証」の対話は一過性ではない

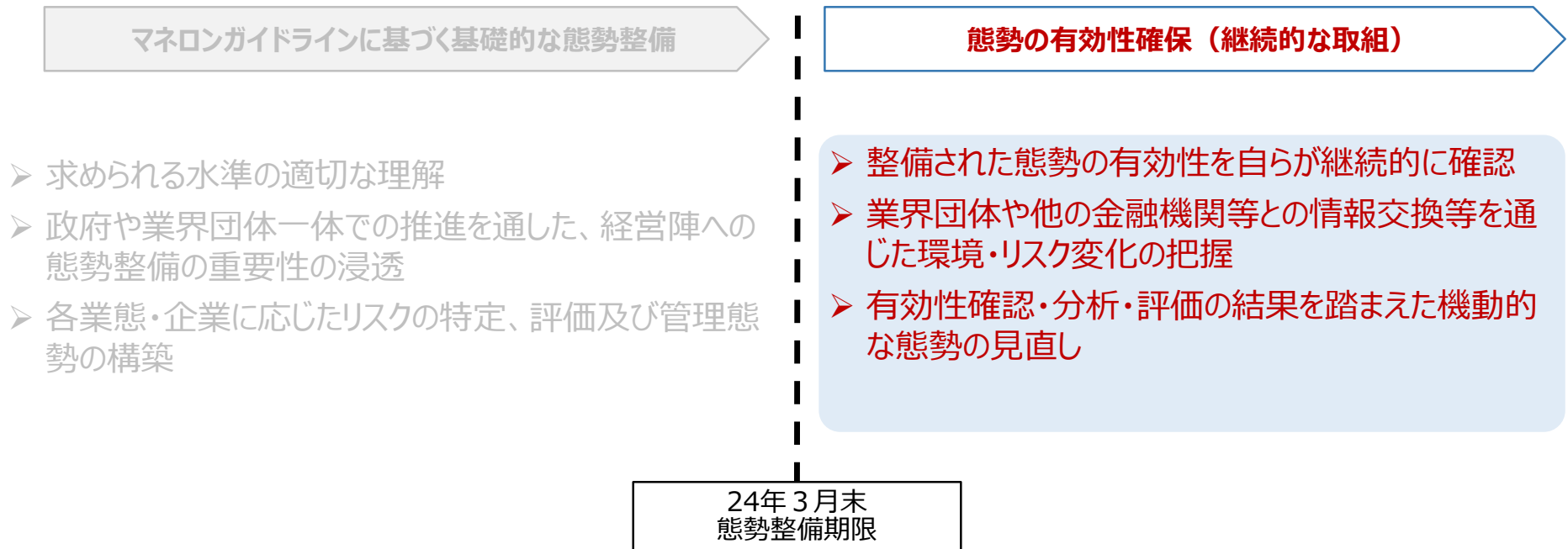


1-3. マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の有効性検証

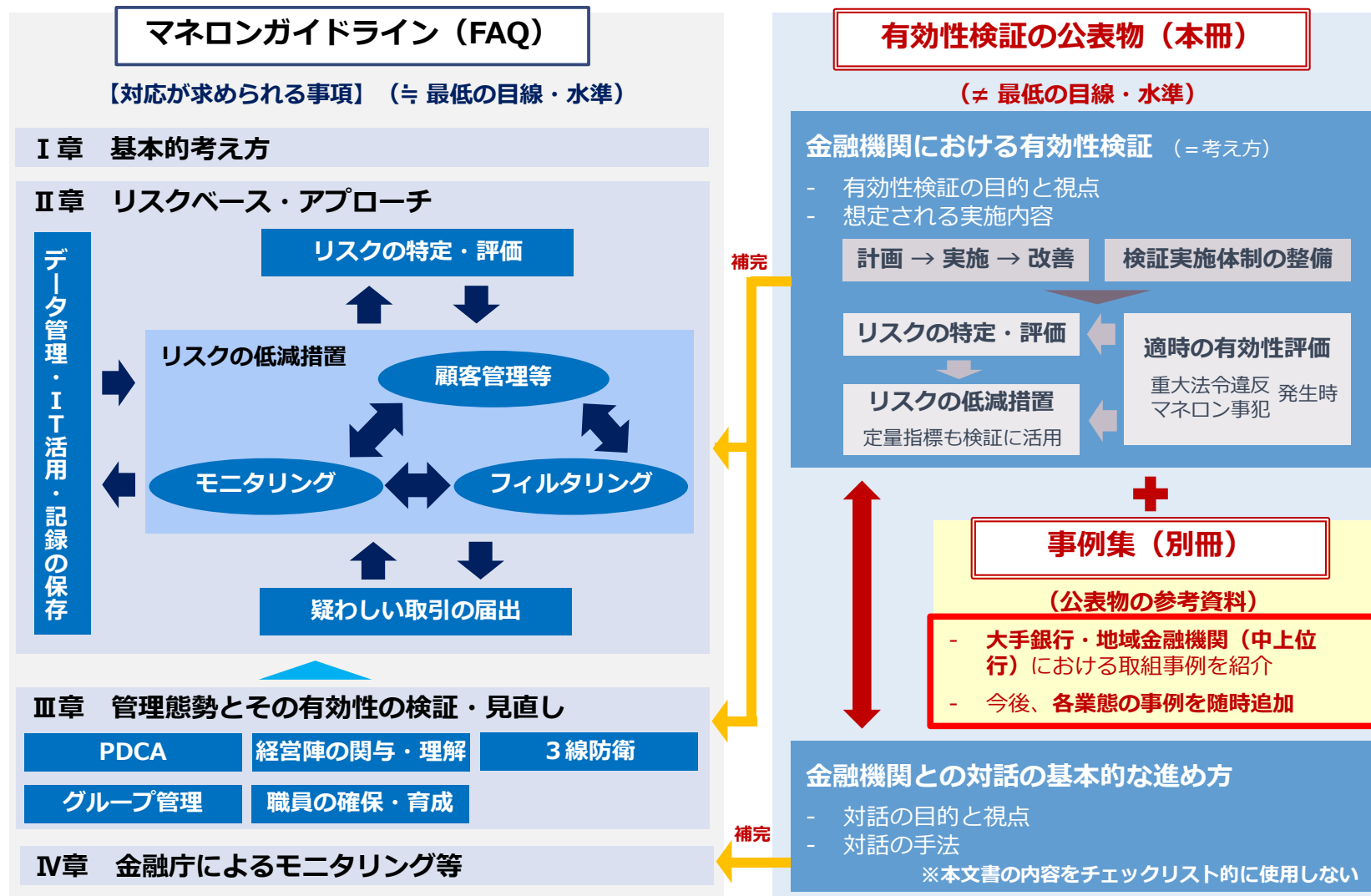
〔 24年3月末時点で態勢整備未完了となった金融機関等に対して、その原因・背景・対応予定を確認する
整備が完了したとする金融機関等についても、必要に応じて内容を確認し、その結果を踏まえて、行政対応も検討 〕

- **金融機関等は**、整備された態勢を基に、今後は、**自らが継続的にその有効性を確認・分析・評価**し、環境やリスクの変化を踏まえ、不足する点や高度化の余地がある点について**改善・見直しを絶えず図っていくことが必要**
 - ※「マネロンガイドライン」では、既に有効性確認・分析・評価が**特に必要な項目を明示**している
 - ※態勢の有効性は、**客観的・説明可能**であることが重要
- **金融庁は**、こうした**金融機関等自身による有効性評価・改善の一連の取組み**について、**今後対話を通じて説明を求め確認**する

金融機関等における態勢整備のステップ



1-4. 公表物の位置づけ・全体像



2. マネロンガイドライン及び有効性検証における位置づけ



3.4(C)金融機関等は、報告義務をどのように理解し、適用しているか。内報を防ぐ現実的方策として、どのような対策を講じているか。

ポイント

- ◆ マニュアル検知(従業員・職員の気付き)・システム検知にかかわらず、疑わしい取引の参考事例等を踏まえながら、当該検知・調査・提出の一連のプロセスが規程等に定められ、周知徹底されていること。また、提出に至らなかったもの(誤検知と判断されたもの)も含め、取引記録を保存すること。
- ◆ 疑わしい取引の届出件数のみならず、その傾向の分析、検知・調査・提出の一連のプロセスに要する期間の平均も含め、経営陣に定期的に報告されていること。
- ◆ 疑わしい取引の届出先が高リスクとしてのモニタリング対象となるように管理され、規程等に定められていること
- ◆ 内報の禁止について、規程等に定められ、全従業員に定期的に周知徹底されていること。

勧告20. 疑わしい取引の届出

金融機関は、資金が犯罪活動の収益ではないか、又はテロ資金供与と関係しているのではないかと疑うか又は疑うに足る合理的な根拠を有する場合には、その疑いを資金情報機関(FIU)に速やかに届出るよう法律によって義務づけられなければならない。

勧告21. 内報及び秘匿性

金融機関、その取締役、職員及び従業員は、

- (a)たとえ内在する犯罪活動が何であるかを正確に認識していなくても、また不法な活動が実際に行われたか否かにかかわらず、その疑いをFIUに善意で報告する場合には、契約若しくは法律、規則、又は行政規定により課されている情報開示に関する制限に違反したことから生じる刑事上及び民事上の責任から、法律によって保護されるべきである。
- (b)疑わしい取引の届出又はその関連情報がFIUに提出されている事実を開示すること(内報)は法律で禁止されるべきである。

【対応が求められる事項】①

リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、**具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「(1)リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施(Q1)・(Q2)**すること

【対応が求められる事項】④

リスク評価の結果を文書化(Q1)し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること

FAQ

【Q1】

「具体的かつ客観的な根拠に基づき(中略)評価を実施」や「リスク評価の結果を文書化」について、留意すべき事項を教えてください。

【A】

「具体的かつ客観的な根拠に基づき(中略)評価を実施」する場合については、具体的かつ客観的な実際の取引分析や評価、顧客属性、**疑わしい取引の届出の内容や傾向**、自らの金融犯罪被害の状況や手口の分析等を踏まえた評価とすることが考えられます。

こうした評価をするに当たっては、例えば、取引量(金額、取引件数等)・影響の発生率・影響度等の検証結果や、自らの事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえる必要があると考えます。

なお、「影響の発生率」とは、有形無形の損失が発生する可能性の程度を示しています。また、「影響度」は、想定される有形無形の損失の大小等を指します。「有形無形の損失」の例としては、内外の当局による行政処分や制裁、コルレス関係解消、レピュテーションリスク等が含まれるものと考えます。

以上のような要素をどのように考慮し、どのように評価を行うかなどについては、各金融機関等において、事前に文書化しておく必要があると考えます。NRA 等の国によるリスク評価や業界団体によるリスク評価、分析レポート、FATF によるリスク評価といった評価手法を踏まえ、これらに含まれる業界、国におけるリスク認識とも整合性が取れるかといった点も考慮することが考えられます。

～以下省略～

【Q2】

リスク評価における営業部門との具体的な連携方法について、具体的な留意点があれば教えてください。

【A】

リスク評価は、金融機関等が保有するマネロン・テロ資金供与リスクを正確に把握することであり、マネロン・テロ資金供与リスク管理の主管部署である第2線のみで、実態に即さないリスクの評価を行うことは避けるべきであると考えられます。具体的には、第1線と第2線がリスクの評価の作業を行う段階で緊密に連携し、顧客や商品・サービスの実態を最も理解している営業部門が保有している顧客の取引先や顧客の商流等の情報、商品・サービス、取引形態等のリスクを顧客リスク評価に反映させるなど、営業部門がこれまでに築いてきた顧客との信頼関係を基礎として把握した情報を全てリスク評価の過程で反映することが必要と考えます。

管理部門(第2線)は、営業部門(第1線)がリスク評価を実施するに当たって考慮すべき事情を明確に理解することができるよう、リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立する必要があります。

また、管理部門(第2線)は、営業部門(第1線)の行ったリスク評価を踏まえつつ、**疑わしい取引の分析結果等を勧業**しながら、最終的なリスク評価を実施する必要があります。

～以下省略～

【対応が求められる事項】②

上記①の評価を行うに当たっては、**疑わしい取引の届出の状況等(Q1)**の分析等を考慮すること

【対応が求められる事項】③

疑わしい取引の届出の状況等の分析(Q2)に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること

FAQ

【Q1】

～省略～

【Q2】

疑わしい取引の届出はどのように分析することが求められるのでしょうか。また、届出件数が少数である場合における分析、検証は、どのように行うことが求められるのでしょうか。

【A】

疑わしい取引の届出の分析として、疑わしい取引の届出を実施した顧客の顧客リスク評価を見直すのみならず、届出をした疑わしい取引に関して、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性、届出理由、発覚経緯等といった要素に着目し整理を行った上で、自らの行っているリスクの特定、評価、低減措置、顧客リスク評価の見直しに活用することが求められます。例えば、取引モニタリングの敷居値を設定する際に、疑わしい取引の届出状況を分析した結果を踏まえ、一定の顧客属性や取引パターンについては、そのリスク評価を見直し、リスクが高くなる場合はリスクに応じて敷居値を下げることににより通常より検知感度を上げることなどが考えられます。

疑わしい取引の届出がある場合には、当該届出を分析することで、金融機関等におけるリスク評価の精度の向上等に活用することを求めたものであり、たとえ届出件数が少数であっても、例えば、届出の理由等が他の取引等(当該顧客との取引や、他の顧客との同種取引も含みますがこれに限りません。)にも妥当する可能性がある場合には、過去において類似事案が発生していないかを確認し、本来届け出るべきものを検証するなどして当該取引に係る疑わしさの調査や届出判断の手続きを見直すと共に検証の結果をリスク評価に反映し、より実効的な対応ができるよう改善することなどが考えられます。

なお、サンプルチェック等の結果、疑わしい取引の参考事例等に該当するにもかかわらず届出が行われていない取引が一定数認められた場合等には、本来届出を行うべき取引が検知されない、又は検知されたものの提出に至っていない可能性があるため、このような場合には、疑わしい取引の届出を行うための態勢について、第3線が検証を行うこともあり得ます。

リスク評価書作成の過程で、自らのリスク特性である「疑わしい取引の届出の状況等」に関して、どのような検討が必要か？

情報の整理

傾向分析

活用

- 届出した疑わしい取引
- 自らの口座の不正利用状況
- 捜査機関等からの外部照会の状況
- 警察からの凍結要請
- 顧客の申告状況
- 顧客に関する報道等の公知情報

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性、届出理由、発覚経緯等

Ⅱ-2(3)(iii)取引モニタリング・フィルタリング①

【対応が求められる事項】①

疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること

イ. 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること(Q1)

ロ. 上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴(業種・地域等)や現行の抽出基準(シナリオ・敷居値等)の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること(Q2)

FAQ

【Q1】

～省略～

【Q2】

「取引の特徴(業種・地域等)や現行の抽出基準(シナリオ・敷居値等)の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

取引モニタリングで検知した取引、疑わしい取引の届出に至った取引について、共通した取引の特徴(業種・地域等)及び抽出基準(シナリオ・敷居値等)を確認することに加えて、より多くの疑わしい取引の届出につながった取引の特徴や抽出基準とそれ以外を特定し、有効な取引の特徴や抽出基準の改善余地の検証、それ以外については、有効なものと同様に改善の余地がないか検証をするとともに、誤検知率を踏まえ、廃止する必要性の検討を実施し、より有効な取引の形態、抽出基準を特定する取組みを継続的に実施することが求められています。

また、抽出基準の有効性の検証に当たっては、捜査機関等から凍結要請のあった口座の取引についてアラートが生成されていなかった場合に、その理由を検証し、必要に応じて抽出基準を見直すことも考えられます。

そのほか、同一パターンの誤検知について、一定期間検知しないような手法(サプレッション)も考えられます。なお、サプレッションを導入する場合には、その設定において、顧客属性の変化や時間の経過とともに、本来検知すべきものが検知されないような設定になっていないかなど、その適切性について定期的に検証することが必要です。

Ⅱ-2(3)(v)疑わしい取引の届出①

【対応が求められる事項】①

顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる態勢を整備し、法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理態勢の強化にも必要に応じ活用すること

FAQ

【Q】

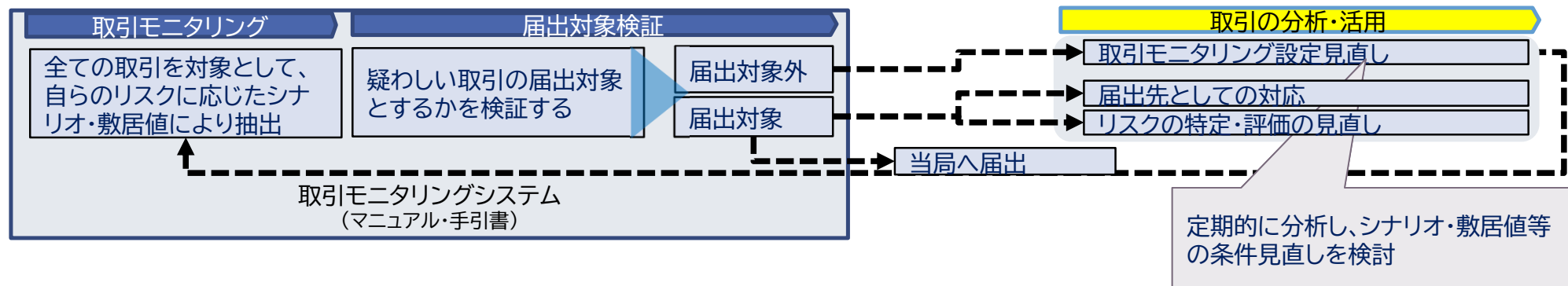
「法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理態勢の強化にも必要に応じ活用すること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

犯収法上求められている疑わしい取引の届出義務の履行及び義務履行を適切に実施できる態勢整備等のみならず、疑わしい取引の届出を実施した取引について分析することに加え、金融機関等自らのリスク評価や取引モニタリングのシナリオ・敷居値に反映できるような情報を抽出し、リスク管理態勢の強化に活用することが求められます。

また、疑わしい取引の検知に際しては、システムによる検知のほか、顧客から取引の申込を受け付ける職員等の気づきも重要となるため、疑わしい取引の届出を実施した取引の分析結果や疑わしい取引の事例等を職員等に定期的に還元するなどして、職員等が不審・不自然な取引等を検知し、本部に報告することができるような態勢の構築が必要であるものと考えます。

そのほか、検知から届出までの時間の管理及び効率化、誤検知率を低下させるためのシナリオの見直しや取引モニタリングの有効性の検証等の取組み等も必要と考えます。



II-2(3)(v) 疑わしい取引の届出②

【対応が求められる事項】②

金融機関等の業務内容に応じて、ITシステムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する態勢を構築すること

FAQ

【Q】

「疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する態勢を構築すること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

金融機関等の規模・特性も含め、業務内容に応じて、**疑わしい取引の参考事例を参照しつつ、疑わしい顧客や取引等について、第1線や第2線において的確に検知・監視・分析できる態勢の構築が求められており、顧客数や取引量等を勘案し、必要に応じて、適切なシステムの活用も検討すること**を求めています。

II-2(3)(v) 疑わしい取引の届出③

【対応が求められる事項】③

疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国PEPs該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様、取引に係る国・地域その他の事情を考慮すること

FAQ

【Q】

「疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国PEPs該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様、取引に係る国・地域その他の事情を考慮する」とされていますが、挙げられている項目の全てを考慮する必要がありますのでしょうか。

【A】

基本的には列挙されている各項目全てを考慮して届出の要否を検討することが必要になると考えます(なお、犯収法第8条第2項及び同法施行規則第26条各号の各項目を考慮することも、法令上の対応として求められます。)

したがって、国によるリスク評価の結果のほか、**疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国PEPs該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様、取引に係る国・地域その他の事情全て考慮するためのプロセス、情報の活用に必要なデータベースの整備も必要**になると考えられます。

II-2(3)(v) 疑わしい取引の届出④

【対応が求められる事項】④

既存顧客との継続取引や一見取引等の取引区分に応じて、疑わしい取引の該当性の確認・判断を適切に行うこと

FAQ

【Q】

「取引区分に応じて、疑わしい取引の該当性の確認・判断を適切に行うこと」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

顧客の商流や取引形態を把握し、取引区分の違いに応じて、疑わしい取引の該当性を検討し、届出の要否について判断することが求められます。

例えば、既存顧客が通常利用する店舗とは異なる店舗や、通常ATMを利用する地域とは異なる地域のATMを利用して取引を行おうとする場合等、他店取引を行おうとする場合には、当該顧客が通常利用する店舗において、**普段行う取引を行う場合と比べ、リスクが高いと考えられるため、その理由を十分に確認し、疑わしい取引でないか慎重に検討することが考えられます。**

こうした対応を実施できるようにするためには、**当該顧客の通常利用する店舗や、通常利用する取引、当該顧客の取引目的については、リスクベースで把握することが必要である**と考えられます。

II-2(3)(v) 疑わしい取引の届出⑤

【対応が求められる事項】⑤

疑わしい取引に該当すると判断した場合には、疑わしい取引の届出を直ちに行う態勢を構築すること

FAQ

【Q】

疑わしい取引の届出を「直ちに行う態勢」の「直ちに」とはどのようなことが求められているのか具体的に教えてください。

【A】

疑わしい取引の届出は、ある取引について実際に疑わしい取引に該当すると判断した場合には、即座に行われることが望ましいものと考えます。

例えば、**疑わしい取引に該当すると判断した取引について、1か月に1回決まった日にまとめて届出を行うといった対応は、適切ではないものと考えます。**

したがって、「直ちに行う態勢を構築」しているといえるためには、**ある取引について疑わしい取引に該当するものと判断した後、即座に届出を行う手続を開始する態勢を構築すること**が求められます。

なお、ある取引について、疑わしい取引に該当すると判断する前段階において、取引モニタリングで検知されるなどの疑わしい取引に該当することが疑われる場合に、どの程度の期間で検証・届出をすべきかについては、取引の複雑性等に応じて必要な調査期間も踏まえつつ、個別取引ごとに判断されることとなりますが、**疑わしい取引の検知から届出まで1か月以内で実施できることが望ましいもの**と考えます。

Ⅱ-2(3)(v)疑わしい取引の届出⑥

【対応が求められる事項】⑥

実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直すこと

FAQ

【Q】

「実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直すこと」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

疑わしい取引として届出した場合、的確に届出義務を履行するだけでなく、同種の類型の取引について、リスク低減措置が適切に機能しているのか、取引を行うに際して追加的に調査を行う必要があるか、疑わしい取引の届出の検討対象としているかなどについて事後的に検証し、検証結果を踏まえて、当該リスク低減措置について見直す必要があるか、その場合には、どのような対応が必要かといった観点で検討を実施し、必要に応じて見直すことを求めています。

Ⅱ-2(3)(v)疑わしい取引の届出⑦

【対応が求められる事項】⑦

疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客について、顧客リスク評価を見直すとともに、当該リスク評価に見合った低減措置を適切に実施すること

FAQ

【Q】

「疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客」とありますが、届出を提出した顧客については、高リスク先として管理しなければいけないのでしょうか。

【A】

疑わしい取引として届出がなされた場合、金融機関等は、当該顧客との取引において収受した財産が犯罪による収益であるとの疑いが認められる以上、届出実施後に当該顧客の顧客リスク評価を実施・見直す必要があります。この見直した顧客リスク評価の結果に基づいて、リスクに見合った低減措置を実施するよう求めており、一律に高リスクとして管理するように求めているわけではありませんが、制度の性質上、リスクが高いと判断することが一般的であると考えます。

Ⅱ-2(3)(vii)データ管理(データ・ガバナンス)③

【対応が求められる事項】③

確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な、以下を含む情報を把握・蓄積し、これらを分析可能な形で整理するなど適切な管理を行い、必要に応じて当局等に提出できる態勢(Q1)としておくこと

イ.疑わしい取引の届出件数(国・地域別、顧客属性別等の内訳)

ロ.内部監査や研修等(関係する資格(Q2)の取得状況を含む。)の実施状況

ハ.マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況

FAQ

【Q1】

「以下を含む情報を把握・蓄積し、(中略)必要に応じて当局等に提出できる態勢」とありますが、どのような情報及びどの程度の期間での提出を想定しているか教えてください。

【A】

把握・蓄積する情報については、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能なものであり、本ガイドラインⅡ-2(3)(vii)【対応が求められる事項】③イ～ハに定める情報のほか、例えば、電信送金における送金人情報(個人の場合は氏名・住所・生年月日及び口座番号又は取引識別番号、法人の場合は名称、所在地及び口座番号又は取引識別番号等)や、疑わしい取引の検知から届出までの期間と判断から届出までの期間、検知したものの疑わしい取引に該当しないと判断した取引情報等が考えられます。これは、各金融機関等の定期及び随時のリスク評価に利用されることが想定される情報であり、必要に応じて速やかに当局等に提出が可能である態勢を想定しています。

【Q2】

～省略～

マネロン等対策の有効性検証に関する事例集(26年3月)(疑わしい取引の届出)

整備

- ・ 犯罪動向や疑わしい取引の届出の事例等を踏まえた、疑わしい取引の届出の判断基準が用意されていることを確認している。**また、当該業務の担当者間で判断の差異が生じないように、定期的に会議を実施し、判断品質の向上と標準化を図っている。**
- ・ 疑わしい取引の届出状況の管理簿を届出担当者が作成したうえで、第三者が週次で届出状況を確認し、**疑わしい取引の検知から届出に長期間要していないか確認**することで、届出業務に必要な組織・リソース(システム・人員等)が用意されていることを確認している。
- ・ 取引モニタリングにより検知したアラート調査の結果、疑わしい取引の届出不要と判断した取引に関し、**その判断の妥当性について第三者がサンプルチェックなどにより事後検証**を行っている。
- ・ 疑わしい取引の届出実績の分析結果を勘案した上で、特にリスクが高い取引種別、顧客属性・グループ、取引チャネル等を特定し、それらに対する現行のリスク低減措置の十分性を確認している。
- ・ 疑わしい取引の届出を行った顧客との関係性や同類型の顧客属性に着目し、ネットワーク分析やクラスター分析の結果を踏まえて、既存のリスク低減措置が見直されており、見直し後のリスク低減措置は上記分析結果を踏まえた内容となっていることを確認している。

実施

- ・ **窓口等における異常取引の検知(マニュアル検知)状況**、記録の保存状況等の適切性を自主点検や臨店等で確認している。
- ・ アラート調査業務及び疑わしい取引の届出要否判断の適切性を確認するため、届出に要する**事務処理時間の管理状況、調査に必要な情報の抽出状況、届出判断の整合性等**をサンプル調査している。
- ・ アラート調査業務の適切性(例:調査に必要な追加情報の取得状況、謝絶判断の整合性)をサンプル調査している。
- ・ 疑わしい取引の届出やフィルタリング業務等に関し、**判断に必要な情報を過不足なくタイムリーに集め**、それらに基づいて正確に判断し正しい結論を出すことができているかを、高頻度で検証し、業務の改善につなげている。

取組と課題(26年7月) 有効性検証に係る検査・モニタリング(疑わしい取引の届出)

評価事例

(整備)

- ・ 低減策の整備については、取引モニタリングで検知した取引に関し、疑わしい取引の該当性を判断するための調査方法・判断基準を定め、リスク評価書改訂時や必要に応じてその内容の見直しを行っている。

(実施)

- ・ 届出要否の判断理由や遅延管理が適切に行われているかといった検証を行っている。

課題事例

(整備)

- ・ 疑わしい取引の届出の判断基準に対する有効性検証が未実施。
- ・ 疑わしい取引の参考事例の改訂といった外部リスク動向を、届出要否の判断基準へ適切に反映しているかといった検証を十分に行っていない。
- ・ **判断基準に対する検証は行っているものの、届出判断に至る業務プロセス(検知・調査・判断・承認等)における一連の運用状況**を検証対象としていない。

(実施)

- ・ 疑わしい取引の届出の判断基準や実施手順等を定めているものの、実務において遵守されているかといった検証が未実施又は実施しているものの部分的・属人的な検証にとどまっている。

※ マネロン等対策の有効性検証に関する事例集(2026年3月) 参照
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/amlcft/20260331-2/01.pdf>

※ マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2026年7月)「ウ 有効性検証に係る検査・モニタリング」(7ページ) 参照
<https://www.fsa.go.jp/news/r8/260703/02.pdf>

3. 疑わしい取引の参考事例の概要と届出状況

3-1. 疑わしい取引の参考事例(概要)

全般的な注意

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項に規定する「特定事業者」が、同法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したもの。
- 特定事業者ごとに、所管行政庁のウェブサイトで公表されている(金融庁においても、ウェブサイトにて、預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、暗号資産交換業者、公認会計士等に分けて参考事例の公表を行っている)。
- 個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、金融機関等において、顧客の属性、取引時の状況その他保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要。
- したがって、当該事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見・抽出する際の参考となるものだが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに合致しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

改訂版の公表について

- 2025年8月1日付で改訂版を公表
- 主な変更点
 - ① 犯罪収益移転危険度調査書でリスクが高いとされた事例の追加(非対面取引において他人へのなりすまし又は第三者利用の疑いのある取引、取引パターン又は取引指示等に着目した事例など)
 - ② 最近の社会情勢を踏まえた対応事例の追加(オンラインカジノ、貸金庫)
 - ③ これまでの届出事例に最新の情報等を踏まえた改訂(暗号資産)
- ※ マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)(4)「疑わしい取引の参考事例の改訂(18ページ)参照 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20250627/01.pdf>

3-2. 主要セクター(預取、保険、金商、暗号資産)に共通する当庁疑わしい取引の参考事例

全般的な傾向

各セクターにおいて、匿名性、移転性及び非合理性が重なるほど、マネロン等のリスクは高まる。加えて、デジタルチャネルや高リスク主体との取引は、そのリスクをさらに増幅させる要因となる。

主要セクター共通の参考事例

1. 匿名性

- ・ 架空名義、借名、なりすまし。
- ・ 複数の口座/アカウントの不自然な利用。
- ・ 実質的支配者が不透明な顧客との取引。

2. 移転性(不自然な資金移動(取引量・頻度・パターン等))

- ・ 短期間での頻繁な取引。
- ・ 入出金を繰り返す取引。
- ・ 入金直後の出金／送金。
- ・ 多数の相手との送金・受領。
- ・ 短期間・頻繁に行われる他国への多額送金。

3. 合理性の欠如 ⇒ 特に重要な判断基準

- ・ 属性に見合わない高額取引。
- ・ 取引目的・資金源が不明瞭。
- ・ 商品・手段の選択が非合理的(現金取引等)。
- ・ 取引頻度・金額が事業実態と乖離。

4. デジタル・チャネルによる取引に起因するリスク

- ・ IPアドレスが国外、ブラウザ言語が外国語、情報端末のタイムゾーンの不一致。
- ・ 多数のアクセス環境(IPアドレス、端末等)からの接続。
- ・ オンライン上の異常な行動(ボット制御の可能性を示唆する過度に素早い入力、複数のログイン失敗等)。

5. 高リスク主体との取引

- ・ 外国PEPsとの取引。
- ・ 非協力国・地域に関連する取引。
- ・ 反社・犯罪組織に関連する取引。

※ 本資料における当庁の「疑わしい取引の参考事例」は、説明用として内容を簡潔に要約・統合して記載したもの。詳細は、当庁ホームページを参照。 <https://www.fsa.go.jp/str/jirei/>

3-3. 主要セクター別の特徴

1. 預金取扱い金融機関

資金移転に係る中核的な金融機関

- すべての資金移転の中心的な役割。
- 預貯金口座、国内外送金取引、現金取引等、犯罪収益の移転に有効な手段になり得る多くの商品・サービスを提供。

1. 金融セクター分析結果上の特徴(別紙1参照) 主要行等/新形態銀行

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高	◎-リスク高	◎-リスク高	◎-リスク高	◎-リスク高

- マネロン等リスクは「他の業態よりも相対的に高い」。
- 為替取引、口座取引、現預金取引、外為取引、非対面取引が主なリスク要因。

2. 当庁参考事例上の特徴 ⇒ 広範な資金洗浄プロセス(プレイスメント、レイヤリング、インテグレーション※)に悪用されるリスク。

- 多額現金等の入出金。多量の少額通貨による入金・両替(プレイスメント)。
- 多数の者との出入金。入金直後に多額の送金。(レイヤリング)。
- 事業実体のない法人口座への出入金。事業内容と整合しない大規模取引。
(インテグレーション:事業資金への充当による資金の正当化のケースとして例示)。

※ マネー・ローンダリングの3段階 ①プレイスメント(Placement):犯罪収益を金融システムに組み込む段階。②レイヤリング(Layering):犯罪収益の出所を不透明にするため資金源から分離する段階。③インテグレーション(Integration):犯罪収益を合法的な経済活動に投入する段階。(出典:犯罪収益移転危険度調査書(令和7年11月))

3-3. 主要セクター別の特徴

2-1. 生命保険会社

犯罪資金等の一時的な退避先

- ・ 犯罪収益等の即時の資金移転機能はない。

1. 金融セクター分析結果上の特徴

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的	×-リスクなし又は限定的	×-リスクなし又は限定的	○-リスクが存在	×-リスクなし又は限定的

- ・ 「変換性」にリスクが存在(※蓄財性の高い保険商品の中途解約で資金化等)。

2. 参考事例上の特徴 ⇒ **プレイスメント**後の資金保管・資金変換手段として利用されるリスク。

- ・ 多額の保険料支払いを内容とする保険契約(年払い/一時払い等)。
- ・ 早期の中途解約・名義の異なる口座への返金の受取。

2-2. 損害保険会社

外国との取引にかかる保険引受に伴い、テロ資金供与・拡散金融に間接的に関与するリスクは認められる。

1. 金融セクター分析結果上の特徴

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的	×-リスクなし又は限定的	○-リスクが存在	×-リスクなし又は限定的	×-リスクなし又は限定的

- ・ 「広範性」にリスクが存在(外国との取引に係る海上保険の引受等)

2. 当庁参考事例上の特徴 ⇒ **高リスク国・地域との接点を有するリスク。**

- ・ 非協力国・地域に関連する取引。⇒テロ資金供与等に係る高リスク国等との接点にリスク。

3-3. 主要セクター別の特徴

3. 第一種/第二金融商品取引業者等

犯罪収益を投資等へ転換

- ・ 犯罪収益を、流動性の高い有価証券取引に転換(第一種)。
- ・ 市場自体が前提犯罪(インサイダー取引等)の場として利用され得る(第一種)。
- ・ 複雑なスキームを有するファンドは、マネロン等の手段となり得る(第二種)。

1. 金融セクター分析結果上の特徴

第一種	匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
	◎-リスク高	×-リスクなし又は限定的	○-リスクが存在	○-リスクが存在	○-リスクが存在
第二種	匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
	○-リスクが存在	×-リスクなし又は限定的	○-リスクが存在	○-リスクが存在	○-リスクが存在

- ・ 第一種では、特に非対面による金融商品取引について、借名口座やなりすまし等を通じた犯罪収益の隠匿リスクが高い。

2. 当庁参考事例上の特徴 ⇒ 特に、架空名義・借名口座、複雑なファンドスキーム、有価証券取引等を用いた犯罪収益の隠匿・追跡困難化(レイヤリング)及び投資収益化・正当化(インテグレーション)に悪用されるリスク。

- ・ 実質的な投資者や引受原資などの実態が不透明なファンドを割当先とする第三者割当増資等の有価証券発行取引(レイヤリング)。
- ・ 有価証券の発行によって調達しようとする資金の使途と業務との関係が不自然な会社による有価証券の発行(インテグレーション)。

3-3. 主要セクター別の特徴

4. 暗号資産交換業者

預取の商品との組み合わせ等により、マネロン等リスクが高くなる。

- ・ 預取等への規制を回避(暗号資産規制を未導入・不十分な国と取引)
- ・ 暗号資産の移転の特徴は、非対面、クロスボーダー、瞬時、追跡困難

1. セクター分析上の特徴

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高	◎-リスク高	◎-リスク高	○-リスクが存在	◎-リスク高

- ・ マネロン等リスクは「相対的に高い」。
- ・ 非対面取引や本人確認等が未実施であるウォレットの使用で追跡困難性が増大。

2. 当庁参考事例上の特徴 ⇒ 特に、複数ウォレットや匿名化ツールを利用した**レイヤリング**に悪用されるリスク。

- ・ 多数のアドレスを通じた頻繁な出入庫。
- ・ ミキサー/タンブラー及びブリッジの使用。
- ・ ダークウェブ上の暗号資産ウォレットへの移転。
- ・ P2Pプラットフォームに関連するウォレットに係る不審な取引。

3-4. 疑わしい取引の届出状況



- ◆ 令和6年中の疑わしい取引の届出受理件数は**84万9,861件**
- ◆ 届出事業者の業態別にみると、**預金取扱金融機関が61万1,069件で届出全体の71.9%と最も多く**、次いで貸金業者(8万8,282件、10.39%)、クレジットカード事業者(5万7,978件、6.82%)の順となっている。

業態別の疑わしい取引の年間通知件数 (P.60)

※図表内の注釈は、本文ご参照

年 区分		令和4年	令和5年	令和6年		
		件数(件)	件数(件)	件数(件)	全体比 (%)	前年比 (%)
金融機関等		542,003	661,838	791,440	93.13%	+19.6%
預金取扱金融機関		435,728	522,649	611,069	71.90%	+16.9%
銀行等（注1）		414,651	498,155	580,382	68.29%	+16.5%
信用金庫・信用協同組合		18,520	21,636	24,925	2.93%	+15.2%
労働金庫		316	397	1,370	0.16%	+245.1%
農林等（注2）		2,241	2,461	4,392	0.52%	+78.5%
保険会社		3,939	4,575	5,428	0.64%	+18.6%
金融商品取引業者		19,032	20,550	23,804	2.80%	+15.8%
貸金業者		45,684	63,954	88,282	10.39%	+38.0%
資金移動業者		20,271	29,232	39,122	4.60%	+33.8%
暗号資産交換業者		16,550	19,344	22,667	2.67%	+17.2%
商品先物取引業者		318	846	428	0.05%	-49.4%
両替業者		430	655	617	0.07%	-5.8%
電子債権記録機関		0	14	3	0.00%	-78.6%
その他（注3）		51	19	20	0.00%	+5.3%
ファイナンスリース事業者		71	214	141	0.02%	-34.1%
クレジットカード事業者		41,106	45,674	57,978	6.82%	+26.9%
宅地建物取引業者		11	18	25	0.00%	+38.9%
宝石・貴金属等取扱事業者		124	138	223	0.03%	+61.6%
郵便物受取サービス業者		1	30	35	0.00%	+16.7%
電話受付代行業者		0	0	0	-	-
電話転送サービス事業者		1	17	5	0.00%	-70.6%
その他（注4）		-	-	14	0.00%	-
合計		583,317	707,929	849,861	100.00%	+20.0%

疑わしい取引に関する情報の流れ (P.61)

- ・ 国家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯等の捜査等に資すると判断されるものを都道府県警察とそれ以外の捜査機関等に対して提供
- ・ 捜査等において、疑わしい取引に関する情報が幅広く活用されている。



捜査機関等に対する提供件数 (P.61)

	令和4年	令和5年	令和6年
疑わしい取引の届出に関する情報の提供件数(件)	581,252	685,330	815,318
分析結果の提供件数(件)	15,990	21,730	26,871

捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報の件数 (P.61)

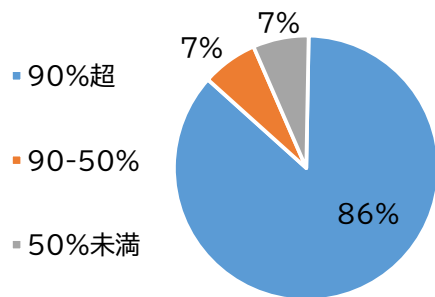
	令和4年	令和5年	令和6年
捜査等に活用した疑わしい取引に関する情報の件数(件)	373,849	496,093	629,135

4. 金融機関における対応状況

4-1. 金融機関における対応状況(1/2)

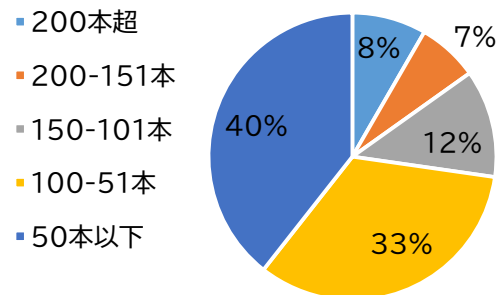
- 金融庁が実施した2026年3月末基準の実態調査の回答をもとに、金融機関の対応状況を確認した。
- システムを活用した取引モニタリングの誤検知率は、8割以上の金融機関が90%以上と回答しており、また誤検知率平均も約93%となっている。誤検知率低減のために検知基準の検証・改善のサイクルを回していくことが重要である。
- シナリオ本数・見直し回数は、ともにばらつきがあるものの、一部の金融機関においては年10回以上のシナリオの見直しを行い、モニタリングシステムの高度化に取り組んでいるといえる。

①取引モニタリング誤検知率

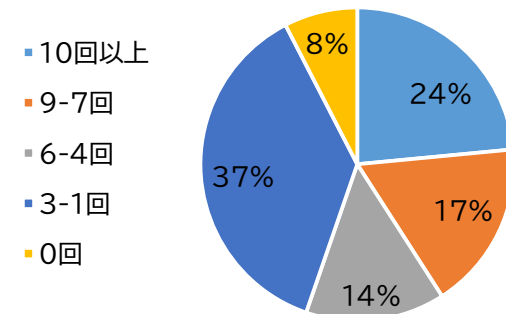


平均誤検知率
93.90%

②シナリオ本数



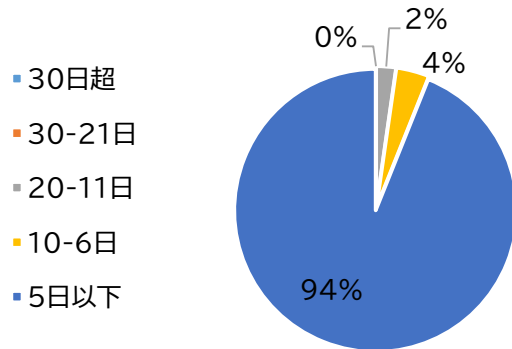
③シナリオの年間見直し回数



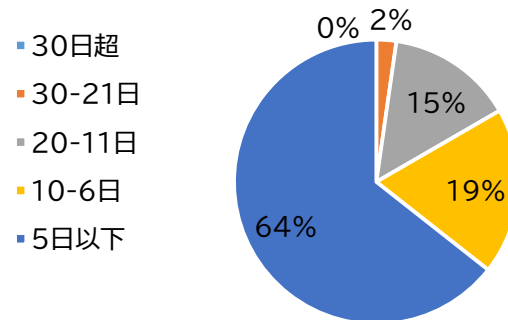
4-1. 金融機関における対応状況(2/2)

- 取引を検知してから疑わしい取引の届出までに要した日数について、プロセス毎に調査を実施(①、②、③)。
- 検知から届出までに要した日数が20日以下となっている金融機関が、全体の約84%を占めている(④)。一方で、一部の金融機関では検知から届出までに日数が1ヶ月以上に及んでおり、改善が求められる状況にある。

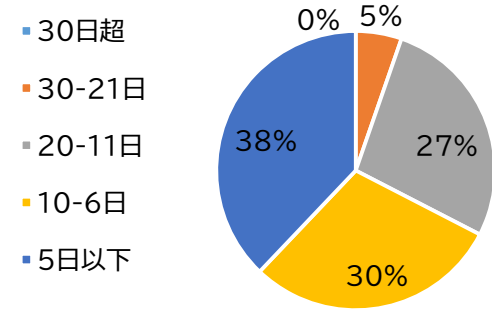
①検知から検証を始めるまでに要した日数



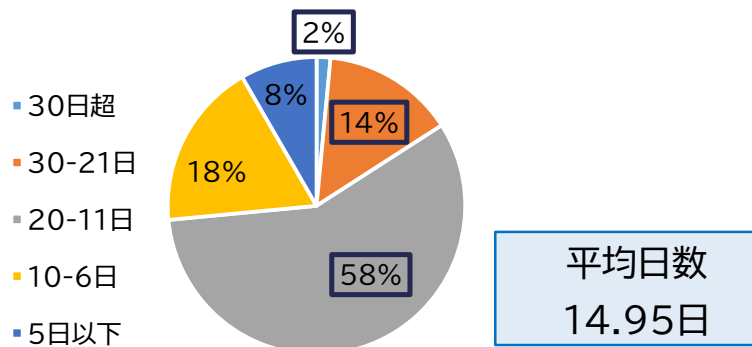
②検証を始めてから疑わしい取引に該当すると判断するまでに要した日数



③疑わしい取引に該当すると判断してから届出までに要した日数



④検知から届出までに要した日数



5. 届出書作成時の留意点

5-1. 届出書作成時の注意点(書面、電磁的記録媒体の提出)

※情報管理強化等の観点から、書面、電磁的記録媒体ではなく、可能な限り電子申請システム(インターネット経由)による届出をお願いしております

書面

以下の3種類を提出

1. 届出書及び添付資料

- ・届出書は、施行規則別記様式により作成(届出番号毎にクリップ留め)

2. 受領確認書

- ・金融機関名及び文書番号を記入

3. 返送用封筒

- ・受領確認書返送用に使用するため
担当者名を含む返信先を記入

(郵送時の留意点)

- ・必ず書留により郵送する
- ・迅速な届出のため速達による発送を推奨

電磁的記録媒体

以下の5種類を提出

1. 電磁的記録媒体提出表

- ・事業者プログラムから印刷

2. 電磁的記録媒体(CD-R, DVD-R)

- ・事業者プログラムによって作成・出力した自己復号型暗号化ファイルを格納

3. 届出票及び添付資料

- ・届出票は事業者プログラムによって作成したものを印刷
※届出番号毎にクリップ留めしてください

4. 受領確認書

- ・金融機関名及び文書番号を記入

※文書番号の未記入が多いのでご注意願います

5. 返送用封筒(受領確認書の返送に使用します)

- ・担当者名を含む返信先を記入

郵送(書留)又は持参

金融庁

※「届出書」、「受領確認書」の様式は
金融庁HPよりダウンロード可能。

金融庁 金融犯罪対策室
〒100-8967
東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎7号館
TEL:03-3506-6000(代表)

5-2. 届出書の様式及び添付資料

届出書の様式(3種類)

別記様式第1号

「疑わしい取引の届出について」

別記様式第2号

「顧客等及び関係者の取引時確認に関する事項」

別記様式第3号

「取引に関する事項」

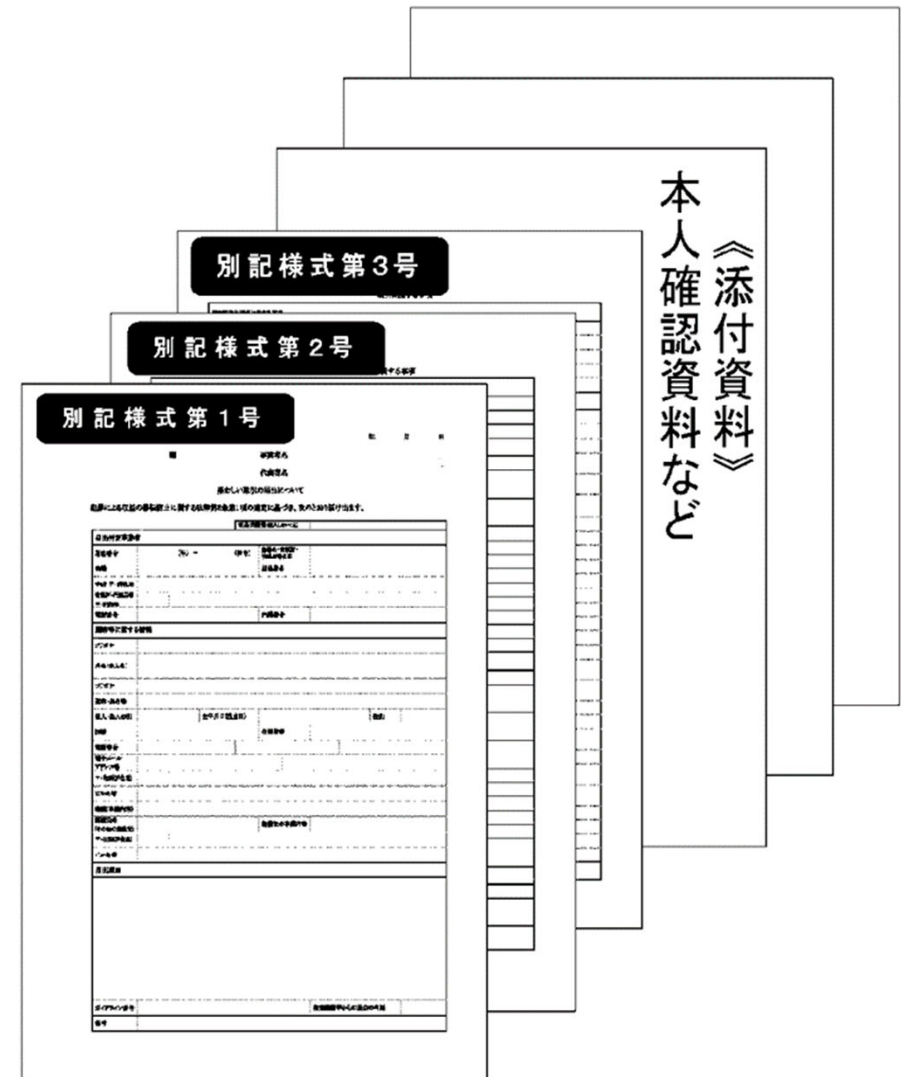
(注)2023年4月施行の改正犯収法により、届出様式が変更されています。



添付資料

届出の対象となった取引及び取引の相手方に関する取引明細、取引申込書、顧客管理資料、本人確認資料等を添付

添付資料のイメージ図



5-3. 「別記様式第1号」記入にあたっての留意事項(1/2)

網掛けは必須記載事項

別記様式第1号(第25条関係)

殿

事業者名

代表者名

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律(第8条第1項・第8条第2項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

※届出通番(記入しないこと)

届出特定事業者				
届出番号	(注) ー	(番号)	部署名・営業所・代理店等名称	
役職			担当者名	
本店 〒・所在地				
営業所・代理店等 〒・所在地				
電話番号		内線番号		
顧客等に関する情報				
フリガナ				
氏名(法人名)				
フリガナ				
通称・異名等				
個人・法人の別		生年月日(設立日)		性別
国籍		在留資格		
電話番号				

ポイント①

・「届出番号」は暦年で管理
→ 届出年と「届出番号」欄の届出年は一致させる。

※全て西暦で記入する。

(例)届出年月日が「令和6年4月1日」の場合、届出年は「2024年」とする。

ポイント②

・電話番号は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入する。

5-3.「別記様式第1号」記入にあたっての留意事項(2/2)

網掛けは必須記載事項

別記様式第1号のつづき

電子メール アドレス等			
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
職業(事業内容)			
勤務先名 (その他の連絡先)			勤務先の事業内容
〒・住所(所在地)			
ビル名等			

ポイント③

・職業、勤務先、その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入する。

ポイント④

・「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入する。

届出理由			
ガイドライン番号	捜査機関等からの照会の有無		
備考			

5-4.「別記様式第3号」記入にあたっての留意事項

網掛けは必須記載事項

別記様式第3号(第25条関係)

取引等に関する事項

継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別		営業所・代理店等名称	
営業所・代理店等 干・所在地			
取引(口座等)種類又は内容		顧客(口座等)番号	
開始年月日		取引の申込み方法	
取引を行う目的			
疑わしい取引に関する事項			
重要取引			
当該取引等の成立・未成立の別			
当該取引等年月日			
当該取引等の取扱店	特定事業者名称		
	営業所・販売店等名称		
	営業所・販売店等 干・所在地		
当該取引等に関する情報	取引等形態		
	業務内容		
	取引を行う目的及び特定受任行為の代理等に係る行為又は手続の目的		
	決済方法		
	金額		
	通貨単位		
	両替後の通貨単位		
	手形・証券、金地金等の勘定の種別		
	手形・証券、金地金等の勘定の番号		
	不動産の種別		
不動産の地番			
その他(特徴、詳細等)			
個人・法人の別	個人・法人の別		
	フリガナ		
	(被)仕向先の氏名(法人名)		
	銀行、クレジット会社等		

ポイント①

・多数の取引がある場合は、この様式を複数作成して添付する。

・ただし、取引記録の写し等を添付する場合は、主要な取引を記入し、その他の取引については記入を省略することができる。(備考欄に記入省略の旨を記載。)

ポイント②

・業務内容に応じて該当する箇所を記入する。(記入漏れがないよう注意する。)

ご静聴
ありがとうございました

本資料に関するお問い合わせ先
金融庁 金融犯罪対策室
メール・アドレス maneronteam@fsa.go.jp

別紙1 金融セクター分析結果概要

出典:「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2026年7月)」

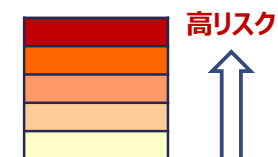
金融セクターごとのリスク概要一覧（１／２）

金融セクターごとのリスクの相対的な比較を行った結果は下記の通り。

セクター	セクターリスク	サブセクター
1 預金取扱金融機関	相対的にリスクが高い	1.1 預金取扱金融機関-主要行等
		1.2 預金取扱金融機関-新形態
		1.3 預金取扱金融機関-外資系
		1.4 預金取扱金融機関-地銀
		1.5 預金取扱金融機関-協金
2 暗号資産		2 暗号資産交換業者
3 資金移動		3 資金移動業者
4 電子決済手段		4 電子決済手段等取引業者
5 投資等		5.1 第一種金商業者
	5.2 第二種金商業者、不動産特定共同事業者	
	5.3 特例業務届出者	
	5.4 投資運用業者	
	5.5 商品先物取引業者	
	5.6 その他特別法に基づき投融資業務を行う特定事業者	

※2026年7月公表分より「電子決済手段」「クレジットカード」「ファイナンスリース」「外貨両替」を追加

※2026年7月公表分よりセクターリスクおよびサブセクターリスクを色の濃淡で表現



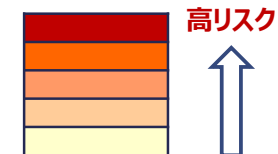
金融セクターごとのリスク概要一覧（２／２）

金融セクターごとのリスクの相対的な比較を行った結果は下記の通り。

セクター	セクターリスク	サブセクター
6 前払式支払手段		6 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者
7 金銭貸付		7 貸金
8 信託		8 信託会社
9 保険		9.1 生保
		9.2 損保
10 クレジットカード		10 クレジットカード
11 ファイナンスリース		11 ファイナンスリース
12 外貨両替		12 外貨両替
13 その他特定事業者		13 投資助言業者、少額短期保険、金融セクターに含まれるその他特定事業者

※2026年 7 月公表分より「電子決済手段」「クレジットカード」「ファイナンスリース」「外貨両替」を追加

※2026年 7 月公表分よりセクターリスクおよびサブセクターリスクを色の濃淡で表現



1.預金取扱金融機関

預金取扱金融機関セクター共通：総論

預金取扱金融機関セクター 共通トピック

- 預金取扱金融機関が提供する預貯金口座は金融サービスの中で最も基本的なものである。我が国では預貯金口座を手軽に開設・維持することができ、あらゆる個人・団体が預金取扱金融機関の顧客となり得る。また、預金取扱金融機関が提供する以下のような様々な商品・サービスは、それらが有するリスク特性等から、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。
 - 安全かつ確実に資金を管理することができる預貯金口座、
 - 流動性及び匿名性が高く、資金の流れが追跡されにくい現金取引、
 - 時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、
 - 預貯金を背景に多額の資金を貸し付けることができる貸付取引、
 - 迅速かつ確実に遠隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、
 - 秘匿性が高く、内容が不透明な物理的資産の保管ができる貸金庫、
 - 換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手、等
- さらに上記の商品・サービスが複数組み合わせられた場合、取引がより複雑化して資金の流れを追跡することが困難となる可能性がある。加えて、業界全体の取引量の大きさ等を勘案すると、預金取扱金融機関が直面するマネー・ローンダリング等リスクは、他の業態よりも相対的に高いと認められる。実際に、過去3年間の現金取引を除くマネー・ローンダリングに悪用された取引の大部分は、預金取扱金融機関が取り扱う内国為替取引、預金取引及び外国との取引（外国為替取引等）である。
- 海外送金サービスを提供する資金移動業者又は収納代行業者に口座を提供する銀行においては、顧客であるこれら業者が国内拠点と海外拠点との間で複数の小口送金取引を取りまとめて決済（いわゆるバルク送金取引）を行っている場合、当該小口送金取引の実態は国境を跨ぐ資金決済でありながら、バルク送金取引の中に含まれる個々の送金人や受取人に関する情報が不透明となるリスクがある。
- インターネットバンキングにおいては、取引の指示から完了までの処理時間が非常に短い即時性、取引完了後に取消しが困難な不可逆性、短時間に多数回の送金等が繰り返し実行可能となる反復性といった特性があり、資金が極めて短時間のうちに分散し、移動し、又は引き出されるリスクがある。

1.預金取扱金融機関

預金取扱金融機関セクター共通：リスクを高める主な要因

・外国との取引

資金移転の追跡を困難とする性質を有すること、諸外国の中にはAML/CFT態勢整備が十分でない国・地域も存在することから、マネロン・テロ資金供与等に加担するリスクやそれにより課徴金を課されるリスクを増大させる。

また、貿易取引については、取引を偽装することにより、容易に送金を正当なものと装うことができるほか、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪収益を移転することもできる。

・不正利用口座

親族や知人から借り受けた口座、他人から買い受けた口座、架空・他人名義で開設した口座等がマネー・ローンダリングに悪用された事例があり、内国為替取引により口座に入金された犯罪収益は現金化され、その後の追跡が困難になることが多い。

・為替取引

財産の移転性は高く、マネー・ローンダリング等を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませる事例が多くみられる。

・現預金

換金性及び運搬容易性に優れた有価証券やいかなる商品（宝石等）にも転換することができるため、変換性は高い。

・非対面取引

インターネットを通じた非対面取引が拡大する一方で、偽造した他人の本人確認書類を利用したなりすまし取引等が増加している。借り受けた口座、買い受けた口座、架空・他人名義で開設した口座等がマネー・ローンダリングに利用されることも考えられる。

1.預金取扱金融機関

1.1 主要行等 / 1.2 新形態銀行

サブセクター個別トピック：主要行等

- メガバンクグループは海外送金およびコルレス取引が群を抜いて多いことに加えて、地域金融機関からの送金事務の受託を行っており、国内における海外送金取引のハブを形成していることから、相対的に主要行等のなかでもメガバンクグループの固有リスクは大きい。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面での取引チャネルが充実	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	◎-リスク高 ・国際的な為替取引を介して財産を広範囲に移転させることが可能 ・取引相手となる顧客の属性的広範性も高い	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	◎-リスク高 ・複数の商品・サービスが組み合わされ複雑化したものや、関係者が多数にわたる業務も扱う

サブセクター個別トピック：新形態銀行

- 新形態銀行は非対面取引（非対面の口座開設を含む）を中心として営業する預金取扱金融機関である。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面での取引が中心	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	◎-リスク高 ・国際的な為替取引を介して財産を広範囲に移転させることが可能	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	◎-リスク高 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な商品スキーム案件にも取り組むことがある

1.預金取扱金融機関

1.3 外国銀行支店 / 1.4 地域銀行

サブセクター個別トピック：外国銀行支店

- 外国銀行支店については、法人/個人顧客がサブ・アカウントとしての位置付けのもと、本店所在国・地域との決済取引を活発に行っている状況。一方で日系預金取扱金融機関の法人/個人顧客は、メイン・アカウントとして、国内決済取引を主として行っている。なお、G-SIFIsについては大半が日本においてリテール業務を実施していない。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
○-リスクが存在 ・非対面チャネルを通じた取引は存在するが、リテール業務を実施していない機関も多いこと等から、預取の中ではリスクは高くはない	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	◎-リスク高 ・本店所在国・地域に本拠を置く顧客への商品・サービスの提供を始め国際的にビジネスを展開している	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	◎-リスク高 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な商品スキーム案件にも取り組むことがある

サブセクター個別トピック：地域銀行

- 預金取扱金融機関として、取り扱う商品・サービス及び取引形態においては主要行等と大きな差異はないものの、地銀については以下の点が異なることから、預金取扱金融機関の中では、相対的にリスクが低くなる部分がある。

- 一部の地銀は海外も含めた多地域展開を図っているが、多くは一定の地域を中心に営業
- 受け付けている海外送金の件数や金額規模が、取引全体の中で占める割合は限定的

※地銀による新形態銀行の設立も行われているが、新形態銀行に係るリスク分析は本サブセクター（地銀）には含まない

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面での取引チャネルが充実	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	○-リスクが存在 ・海外送金の件数・金額・顧客は限定的。一部の金融機関では、海外送金の取扱いを終了	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	○-リスクが存在 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な商品スキーム案件も存在はするものの、案件は限定的

1.預金取扱金融機関

1.5 協同組織金融機関

サブセクター個別トピック：協同組織金融機関

- ・ 預金取扱金融機関として、取り扱う商品・サービス及び取引形態については主要行等や地銀と大きな差異はないものの、協金については以下の点が異なることから、預金取扱金融機関の中では、相対的にリスクが低くなる部分がある。
 - 協金は相互扶助の理念を持つ会員・組合員のための金融機関であり、特定地区内においてのみ営業
 - 主要行等や地銀に比べ、顧客や取り扱う商品・サービスの種類は限定的
 - 受け付けている海外送金の件数や金額規模が取引全体の中で占める割合も極めて小さい
- ・ なお、以下のような点で、業態間、業態内においても営業形態が異なり、協金の中でもリスクの大小が分かれる。
 - 信金の中でも海外送金やインターネットバンキングの取扱いを行っている金融機関も存在
 - 労金、労金連、農協・漁協（信用事業を行っている組合）、信農連、信漁連及び信組の受入顧客は法令・定款で限定されており、他の協金に比べ匿名性は低い

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
○-リスクが存在 ・非対面での取引チャネルの充実を図っているものの、利用者が限定されており、匿名性は主要行等や地銀に比べて高いとはいえない ※労金・信組は、顧客が地域の居住者等に限定。業域・職域信組は、更に顧客が限定されるため、匿名性はより低い	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	○-リスクが存在 海外送金も受け付けてはいるものの、件数・金額は小さく、多くの協金では取扱いを終了・縮小している ※海外送金を行っている信金・信組でも、ほとんどが送金の取次ぎ。労金・労金連・農協・漁協・信農連・信漁連は海外送金を取り扱っていない	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	○-リスクが存在 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な商品スキーム案件も存在はするものの、案件は限定的

2.暗号資産

2. 暗号資産交換業者

サブセクター個別トピック：暗号資産交換業者

- 暗号資産交換業者の取引は、その大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が高い。また、暗号資産の移転は国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制を未導入又は不十分な国もあることから、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。
- 暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していること、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化している中、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を組み合わせる事例も認められること等も考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高い。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・暗号資産交換業者における取引時確認および取引は、基本的にインターネットを利用した非対面で完結する また、取引に利用されるウォレットが本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となり、追跡の困難性が高まる	◎-リスク高 ・法定通貨における外為取引等と異なり、仲介業者・コルレス関係など不要で取引が完了する	◎-リスク高 ・国内外の暗号資産交換業者（本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する業者を含む）のみならず、個人の取得・管理に係るウォレットに対しても資産を移転させることが可能	○-リスクが存在 ・現時点では、暗号資産を支払い手段として受け付ける事業者や暗号資産を使用して購入が可能な商品等は限られており、現金化に際しては預金取扱金融機関の関与が欠かせないものの、一定の変換性が認められる	◎-リスク高 ・暗号資産取引においては、ブロックチェーン上に匿名性を高める技術が存在し、これが利用されるとその追跡が困難になるおそれがある また、取引に利用されるウォレットが本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となり、追跡の困難性が高まる

3.資金移動

3. 資金移動業者

サブセクター個別トピック：資金移動業者

- 資金移動業は、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引を業として営むことを言い、安価な手数料で迅速・確実に世界的規模で資金を移動させる。「店舗型」「インターネット型」「証書・カード型」といった業務形態の複雑性、および法人規模や属性を組み合わせれば、その形態は多岐にわたり、マネー・ローンダリング等リスクの所在が業種として一律に判断できない特性を有する。（それゆえに資金移動業者において、AML/CFTに関する管理強化についての理解が相対的に進んでいない。）
- 資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、送金金額上限のない第一種資金移動業の認可・登録が始まっていること、2022年10月に全銀システムへの参加資格が資金移動業者に拡大されたこと、2023年4月に資金移動業者の口座への賃金支払が解禁されたこと等決済手段としての利用が拡大している状況を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっている。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・資金移動サービスには、依頼人が資金移動業者に対し送金を対面で指示する場合のほか、郵送、インターネット等を利用した非対面による送金指示が可能なものがある ・前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪収益を移転していた事例等も認められている	◎-リスク高 ・資金移動サービスは、安価な手数料で、迅速かつ確実に世界的規模で資金を移動させることができるという利便性を有する一方で、法制度や取引システムの異なる外国へ資金を移転することが容易	◎-リスク高 ・海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者が存在する	○-リスクが存在 ・悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金（チャージ）をすることで不正な出金を行った事例も認められている	○-リスクが存在 ・預金取扱金融機関の送金ネットワークを利用せず、国際的に資金を移転できるシステムを構築し、独自の資金移動手段によりサービスを展開している資金移動業者も存在するなど、様々なビジネスモデルが展開されており、各資金移動業者が展開している多様なサービスによって、資金移動業者ごとにリスクの所在が異なる

4.電子決済手段

4.電子決済手段等取引業者

サブセクター個別トピック：電子決済手段等取引業者

- 電子決済手段等取引業者の取引は、その大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が高い。また、電子決済手段の移転は国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、電子決済手段に対する規制を未導入又は不十分な国の電子決済手段等取引業者、分散型取引所、ブロックチェーン上の匿名化ツール、アンホステッド・ウォレット等が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。
- 電子決済手段は、法定通貨と連動し価値が安定していることから、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、国外においては電子決済手段による決済が可能な事業者が増加している。また、電子決済手段は、制裁対象国や国家を背景とするサイバー犯罪集団、テロリストグループ等による悪用が確認されており、ブロックチェーン上の不正取引に占める電子決済手段の割合が年々増加している状況を踏まえると、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっているといえる。（※資金移動業者であって、電子決済手段を発行する者に係るリスクを含む）

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・電子決済手段等取引業者における取引時確認および取引は、基本的にインターネットを利用した非対面で完結する また、取引に利用されるウォレットが本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する電子決済手段等取引業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、移転した電子決済手段の所有者を特定することは困難となり、追跡の困難性が高まる	◎-リスク高 ・法定通貨における外為取引等と異なり、仲介業者・コルレス関係など不要で取引が完了する	◎-リスク高 ・国内外の電子決済手段等取引業者（本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する業者を含む）のみならず、個人の取得・管理に係るウォレットに対しても資産を移転させることが可能	○-リスクが存在 ・現時点では、電子決済手段等取引業者の数や電子決済手段を支払い手段として受け付ける事業者、また電子決済手段を使用して購入が可能な商品等は限られており、現金化に際しては預金取扱金融機関の関与が欠かせないものの、一定の変換性が認められる	◎-リスク高 ・電子決済手段の取引においては、ブロックチェーン上に匿名性を高める技術が存在し、これが利用されるとその追跡が困難になるおそれがある また、取引に利用されるウォレットが本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する電子決済手段等取引業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、移転した電子決済手段の所有者を特定することは困難となり、追跡の困難性が高まる

5.投資等

5.1 第一種金融商品取引業者 / 5.2 第二種金融商品取引業者、不動産特定共同事業者

サブセクター個別トピック：第一種金融商品取引業者

- 金商業者が仲介する取引に関し、取引される金融市場自体が、インサイダー取引や相場操縦等の前提犯罪によって不正な資金を創出する場としても利用され得るほか、このように創出されたものを含めて犯罪収益を流動性の高い金融商品等に架空名義や借名口座等を通じて転換することで隠匿に利用される場合があり得る。
- 主要顧客が法人顧客が中心となり、取引金額も総じて高額となりうる業者もある。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面チャネルを通じた取引が増加	×-リスクなし又は限定的 ・有価証券売却は、第一種金商業者を經由	○-リスクが存在 ・有価証券取引を通じて、投資家は海外資産等、様々な対象に投資を行うことが可能		○-リスクが存在 ・複雑な商品性や関係者が多岐にわたる場合がある

サブセクター個別トピック：第二種金融商品取引業者、不動産特定共同事業者

- 金商法の規定により有価証券とみなされる同法に掲げる権利について、顧客等に当該権利を取得させる行為、自己募集業を行う。取り扱い商品を通じて、犯罪による収益を様々な権利や商品へと変換が可能となり得る。
- 複雑なスキームを有するファンドの存在は、その資金の出所が不透明になりがちであり、投資に係る原資の追跡を著しく困難にするものはマネー・ローンダリング等の手段となり得る。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
○-リスクが存在 ・非対面チャネルを通じた取引が存在する	×-リスクなし又は限定的 ・受益証券持分の第三者への移転の際には、受託機関の関与が必要	○-リスクが存在 ・ファンドを通じた海外の企業に投資を行うことが可能		○-リスクが存在 ・取引関係者が多岐にわたる商品については、資金の追跡は困難

5.投資等

5.3 特例業務届出者 / 5.4 投資運用業者

サブセクター個別トピック：特例業務届出者

- ・主に投資家からの犯罪収益流入や、当該業者等の投資行動を通じて経済制裁対象者等が関与している企業等への資金流入などが考えられる。
- ・海外投資家等特例業務により一定の条件を満たす運用業者の利便性が向上し、適格特例業務と同様に、組合型のファンドの運用を行う者の関係当局への届出により、投資運用業登録なしに当該運用業務を日本で行うことが可能。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・非対面で私募ファンドの募集は行わない	×-リスクなし又は限定的 ・受益証券持分の第三者への移転の際には、受託機関の関与が必要	○-リスクが存在 ・有価証券取引の仲介により、投資家は海外資産への投資が可能		○-リスクが存在 ・取引関係者が多岐にわたる商品については、資金の追跡は困難となる

サブセクター個別トピック：投資運用業者

- ・資産運用業務は、主に、投資家から犯罪収益が流入することや、金融商品取引業者等の投資行動を通じて経済制裁対象者等が関与している企業への資金が流入することなどが考えられる。
- ・運用商品の販売を委託する場合、委託先販売会社のマネー・ローンダリング等リスク管理態勢について、自社基準に照らして適切であるかの確認も含め、当該商品・サービスのリスクを特定・評価し、当該リスクに応じた継続的な管理が重要。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・限定的に非対面チャネルを通じたネット直接販売が行われている	×-リスクなし又は限定的 ・受益証券持分の第三者への移転の際には、受託機関の関与が必要	○-リスクが存在 ・受益証券を通じた海外の企業に投資を行うことが可能		○-リスクが存在 ・取引関係者が多岐にわたる商品については、資金の追跡は困難となる

5.投資等

5.5 商品先物取引業者 / 5.6 その他特別法に基づき投融資業務を行う特定事業者

サブセクター個別トピック：商品先物取引業者

- ・ 犯罪収益を架空名義や借名口座等を通じて様々な取り扱い商品に転換することで、隠匿に利用されることがあり得る。
- ・ 主要顧客が法人顧客が中心となり、取引金額も総じて高額となりうる業者もある。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面チャネルを通じた取引が増加	×-リスクなし又は限定的 ・商品先物取引を行う場合は、商品先物取引業者を経由	×-リスクなし又は限定的 ・国境を越えた取引は限定的	○-リスクが存在 ・商品先物取引を通じて、投資家は様々な取り扱い商品に投資を行うことが可能	○-リスクが存在 ・関係者が多岐にわたる場合がある

サブセクター個別トピック：その他特別法に基づき投融資業務を行う特定事業者

- ・ 中堅・大企業を中心とした国内外の法人顧客に対する長期資金の供給（投融資）を主たる業務とする特定事業者が存在するが、インターネットバンキング等の非対面取引による商品提供は無く、預金業務、為替業務や資金決済業務の取扱いも無い。
- ・ 一方で、海外企業向けの投融資業務やファンドLP投資その他投資ヴィークルを経由して行う投資業務等については、一定のリスクが認められる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・投融資業務等において、インターネットバンキング等の非対面取引による商品提供は無く、リスクは限定的	×-リスクなし又は限定的 ・顧客は法人に限定されており、借入金の償還原資の透明性は個人顧客と比べて高く、権利主体の移転も限定的	○-リスクが存在 ・自己勘定にて海外の企業に投融資を行うことが可能 また、ファンドLP投資、その他投資ヴィークルを経由して行うものについては、GPその他当行以外の事業者の判断に基づいて投資が行われる		○-リスクが存在 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な投融資スキーム案件が存在する

6.前払式支払手段 / 7.金銭貸付

6. 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 / 7. 貸金

サブセクター個別トピック：高額電子移転可能型前払式支払手段発行者

- ・アカウントの作成や残高のチャージ・利用の大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が存在する。キャッシュレス化の進展とあいまって、前払式支払手段が利用可能な店舗はオンライン店舗を含めて拡大しており、その態様や利用方法は多様。
- ・一方、資金決済法により原則として前払式支払手段の払戻しが禁止されており、利用者は入金した金額を自由に引き出すことができない。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面での取引が主流であり、中にはATMを通じた現金によるチャージが可能なものも存在	○-リスクが存在 ・加盟店等決済や発行者のネットワーク内における残高の移転に限られるものの、財産的価値を電子的に迅速かつ容易に移転できる	○-リスクが存在 ・加盟店等決済や発行者のネットワーク内における残高の移転に限られるものの、国際的に利用することが可能なスキーム	×-リスクなし又は限定的 ・利用者はチャージした金額に相当する現金を自由に引き出すことができないため、変換性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・関係者は明確であり、取引形態における追跡の困難性は限定的

サブセクター個別トピック：貸金

- ・貸金業者等による金銭貸付には、現金取引における原資の匿名性や、借入れ・返済の繰り返しによる追跡の困難性（移転性）といった特性がある。
- ・一方で、総量規制があるため一度の資金洗浄の金額が制限されること、及び貸金業者等と契約顧客間でのみ取引が行われることが一般的であるため、金銭貸付そのものを広範・複雑なMLスキームに悪用する危険性は低い。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・現金取引における原資の匿名性 ・インターネットや非対面チャネルを通じた取引が増加	◎-リスク高 ・借入れ・返済の繰り返しによる権利主体の移転	×-リスクなし又は限定的 ・国内向けの貸付が全般を占めるため、限定的	×-リスクなし又は限定的 ・借入金の最終的な返済は金銭で行われるため、本質的な変換は行われない	×-リスクなし又は限定的 ・原資の追跡における複雑性は限定的 ・債務者、保証人等の関係者が明確

8.信託 / 9.保険

8. 信託会社 / 9.1 生命保険会社

サブセクター個別トピック：信託会社

- 信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。
- 信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をすることのみで発生させることができるため、犯罪による収益の移転を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができることから、斯かる商品を提供する信託会社はマネー・ローンダリングに利用される事も考えられる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・信託契約は、対面で行われるものが大半でありリスクは限定的である	○-リスクが存在 ・受託者の関与をもって財産権の移転がなされる	○-リスクが存在 ・受託者の関与をもって財産権の移転がなされる	○-リスクが存在 ・信託前の財産を信託受益権に転換し、目的に応じて、その財産の属性等を変換する機能を有する	○-リスクが存在 ・顧客との関係が、資産等の権利の移転を受ける者も含む三者関係となる

サブセクター個別トピック：生命保険会社

- 生命保険の保険金・給付金の支払いは基本的に偶発的な保険事故の発生を前提とするため、第三者に即時に資金を移転させる機能はない。生命保険をマネー・ローンダリングに利用しようとする場合、偶発的な保険事故の発生を前提としない蓄財性の高い生命保険商品に加入、保険料を支払った後、資金を受け取る取引を通じて、犯罪資金等を一時的に退避させるといった限定的な利用が中心。本邦では契約者本人口座への返金・送金が原則であり、マネー・ローンダリングの効果は限定的。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・蓄財性の高い商品においては、対面取引が一般的であり匿名性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・解約返戻金は契約者、保険金は受取人と関係者が限定	×-リスクなし又は限定的 ・国境を超えた取引は限定的	○-リスクが存在 ・蓄財性の高い商品においては、中途解約により資金化することが可能	×-リスクなし又は限定的 ・原資の追跡における複雑性は限定的

9.保険

9.2 損害保険会社

サブセクター個別トピック：損害保険会社

- ・ 損害保険商品の性質上、保険金の支払いは偶発的な保険事故の発生を前提とすることから、第三者に即時に資金を移転させる機能はなく、生命保険会社とは異なり、大手社の多くが蓄財性の高い商品の販売を停止しており、損害保険がマネー・ローンダリングに利用されるリスクは、生命保険会社よりも低いと考えられる。
- ・ 一方で、損害保険会社は、外国との取引に関連して海上保険（船舶保険・貨物保険）の引き受けを行っていることから、テロ資金供与・拡散金融に間接的に関与するリスクは認められる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・保険金支払時においては対面にて行われることが一般的であり匿名性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・第三者に即時に資金を移転させる機能はない	○-リスクが存在 ・外国との取引に関連して海上保険（船舶保険・貨物保険）の引き受けを行っていることから、テロ資金供与・拡散金融に間接的に関与するリスクは認められる	×-リスクなし又は限定的 ・生命保険会社とは異なり、大手社の多くが蓄財性の高い商品の販売を停止しているため、変換性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・原資の追跡における複雑性は限定的

10. クレジットカード / 11. ファイナンスリース

10. クレジットカード / 11. ファイナンスリース

サブセクター個別トピック：クレジットカード

- ・クレジットカード決済における資金移動は、原則、決済ネットワーク上の関係者間の精算に限定されるため、匿名性や広範性、複雑性に起因するリスクは限定的。
- ・一方、第三者がクレジットカードを使用することによる事実上の資金移転、商品の購入を通じた資金の変換がリスクとして挙げられる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・取引の関係者が特定されていることから、匿名性によるリスクは限定的	○-リスクが存在 ・第三者使用による事実上の資金移転リスクが存在	×-リスクなし又は限定的 ・取引の関係者が特定されていることから、広範性によるリスクは限定的	○-リスクが存在 ・現金から物品への変換性が存在	×-リスクなし又は限定的 ・取引の関係者が特定されており、取引の追跡困難性は限定的

サブセクター個別トピック：ファイナンスリース

- ・ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者（サプライヤー）が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどしてマネー・ローンダリング等に利用される可能性がある。
- ・商品・サービスの脆弱性として、取引実態の仮装による資金・財物移転が容易にできる移転性という特性が考えられる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・物件の引渡し等、対面でのやり取りが必要とされるケースが多いことから対面での取引が主流であり、リスクは限定的	○-リスクが存在 ・空リースなど、取引実態の仮装による資金・財物移転が起こりうる	×-リスクなし又は限定的 ・国境を超えた取引は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・リース契約や物件の売買契約の対価として金銭が支払われるものであり、変換性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・リース取引の当事者はファイナンスリース事業者、賃借人、販売者であり、関係者が明確

12. 外貨両替

12. 外貨両替

サブセクター個別トピック：外貨両替

- ・ 外貨両替取引は、窓口などにおいて、通貨間の交換を行うものであり、取引に際し、必ずしも通貨保有者の情報を伴わない。
- ・ 物理的に金銭の外観・通貨建を変えることができる。
- ・ 両替取引自体は、第三者への権利の移転を伴わず、取引形態は単純であり、取引関係者は限定的。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面で外貨両替（外貨宅配や外貨自動両替機）を行うことが可能。外貨自動両替機や小額の取引において、保有者の情報が必ずしも伴わない	×-リスク無し又は限定的 ・両替取引自体は、第三者へ権利の移転を伴わない	×-リスク無し又は限定的 ・両替取引自体は、第三者へ権利の移転を伴わない	◎-リスク高 ・物理的に金銭の外観を変えたり、大量の小額紙幣を少量の高額紙幣に交換したりできる	×-リスク無し又は限定的 ・取引形態（窓口での交換、外貨宅配、外貨自動両替機など）は限定的で単純であり、関係者も限定的

別紙2 各セクターからの疑わしい取引届出の概要 (令和7年犯罪収益移転危険度調査書より引用)

預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出(R7年犯罪収益移転危険度調査書より抜粋)

図表 73 【預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数】

区分 \ 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	合計
預金取扱金融機関 (件)	435, 728	522, 649	611, 069	1, 569, 446

図表 74 【預金取扱金融機関の主な疑わしい取引届出状況^{*2*3}】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
43. 不自然な態様・態度等	430, 057	27. 4
14. 多数者から頻繁送金	150, 203	9. 6
42. 暴力団員等	113, 702	7. 2
27. 経済合理性ない他国から多額送金	84, 893	5. 4
16. 突如多額入出金	76, 716	4. 9
44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	67, 525	4. 3
1. 多額現金	66, 182	4. 2
11. 頻繁に多額入出金口座	65, 006	4. 1
13. 多数者へ頻繁送金	47, 470	3. 0
5. 架空名義・借名口座使用	47, 004	3. 0

インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行をはじめとする様々な預金取扱金融機関から、顧客のIPアドレスや携帯電話番号に着目した疑わしい取引の届出がなされている。架空名義や借名での取引が疑われることを理由とした届出の内容は、次のとおりである。

- ・ 同一の写真を、異なる氏名・生年月日の複数の利用者が本人確認書類に添付している。
- ・ 同じIPアドレスから、複数の口座開設・利用者登録がされている。
- ・ 利用者の居住国が日本であるにもかかわらず、利用者のログイン時のIPアドレスが日本国外に割り当てられたものである。
- ・ 同一の携帯電話番号が複数のアカウント・利用者の連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。

預貯金口座

事例

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 帰国した外国人や死者等の他人名義の口座を、解約手続等の措置をとることなく利用し、詐欺や窃盗による犯罪収益を入金した。
- ・ 金銭的対価を得る目的で売却された口座、架空・他人名義で開設された口座及び不正に開設された稼働実態のない法人名義の口座を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗関係事犯、薬物事犯、偽ブランド事犯等による様々な犯罪収益を入金した。
- ・ 複数の漫画をインターネット上に著作者に無断で公開する著作権法(昭和45年法律第48号)違反による犯罪収益を外国の銀行口座等に入金した。

預金取引

事例

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 外国で発生した詐欺事件の収益が国内の口座に送金された際、送金理由について「車の輸出代金」等と虚偽の説明を行い、正当な事業収益であるように装って現金を払い戻した。
- ・ 窃盗、詐欺、ヤミ金融、薬物犯罪、賭博等により得た犯罪収益を、架空・他人名義口座に預け入れた。
- ・ 窃盗により得た現金の所持が発覚することを恐れ、犯行直後にATMを利用して現金を親族名義の口座に預け入れた。
- ・ 強盗により得た現金の一部をATMを利用して短時間に多数回に分けて知人名義の口座に預け入れた。
- ・ 窃盗により得た物品を売却し、その売却代金を自身が管理する口座に振り込ませた上で、銀行窓口において「友人の車を現金で購入するため」等と虚偽の払戻理由を述べ、正当な預金取引を装って現金を払い戻した。

内国為替取引

事例

内国為替取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、次のようなものが挙げられる。

- ・ 偽ブランド品を代金引換郵便で販売し、宅配業者が顧客から受け取った代金を事情を知らない第三者の業者を通じて、被疑者が管理する架空・他人名義口座に振り込ませた。
- ・ 業務上不正に取得した顧客のオンライン証券口座のアカウント情報を利用し、当該顧客の口座内の預託金を被疑者が不正に開設して管理する当該顧客名義口座に振り込ませた。
- ・ 不法残留の外国人を労働者として派遣して稼働させ、報酬を派遣先企業から複数回に分けて、被疑者が管理する知人名義の口座に振り込ませた。
- ・ 業務上管理していた法人名義口座から、事情を知らない知人名義の口座に対し、架空の給与振込として金融機関に依頼して振り込ませた上で、更にその知人名義の口座から被疑者名義の口座に振り込ませた。
- ・ 無登録で貸金業を営む者が、数千人の顧客からの返済金を、被疑者が管理する複数の架空・他人名義口座に振り込ませた。インターネットバンキング等の非対面取引や、架空・他人名義口座の利用により、匿名性の確保が可能となることから、内国為替取引はマネー・ローンダリングに利用されやすい取引形態の一つと考えられる。

貸金庫

事例

貸金庫がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、次のようなものがある。

- ・ だまし取った約束手形を換金し、その現金の一部を親族が契約した銀行の貸金庫に保管した。
- ・ 詐欺による犯罪収益が暴力団組織へ上納され、暴力団幹部が家族名義で契約していた銀行の貸金庫に保管した。その他、他人名義で契約された貸金庫が、犯罪収益を物理的に隠匿する手段として利用されていた実態が確認されている。

手形／小切手

事例

手形・小切手がマネー・ローンダリングに悪用された事例は、次のとおりである。

- ・ ヤミ金融業者が、多数の借受人に対し元利金支払の名目で小切手を振り出させ、郵送させた上で、取立手続を経て架空・他人名義口座に資金を入金させた。
- ・ 正規の商取引を装って、取引相手からだまし取った約束手形について、経理処理の過程で架空の仕入れ先からの納品書や請求書等を偽造し、犯罪収益を正当な業務収益であるかのように装った。

保険会社による疑わしい取引の届出(R7年犯罪収益移転危険度調査書より抜粋)

図表 76 【保険会社等による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	合計
生 命 保 険 (件)		3,521	4,029	4,814	12,364
損 害 保 険 (件)		407	532	603	1,542
共 済 事 業 (件)		11	12	4	27

図表 77 【生命保険の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
28. 暴力団員等	6,831	55.2
29. 不自然な態様・態度等	600	4.9
2. 保険金多額現金等支払	310	2.5
11. 経済合理性から異常な取引	278	2.2
3. 短期間・総額多額現金	69	0.6

図表 78 【損害保険の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
28. 暴力団員等	562	36.4
29. 不自然な態様・態度等	78	5.1
11. 経済合理性から異常な取引	22	1.4
5. 架空名義・借名契約	2	0.1

事例

保険商品がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例のうち、犯罪収益がその形態を変えた事例として、

- ・ 詐欺や売春等により得た犯罪収益を自己や家族の積立式の生命保険の保険料に充当していたもの
- ・ があり、また、保険がマネー・ローンダリングに関係した事例として、
- ・ だまし取った休業損害保険金を架空・他人名義口座に入金させたものがある。

図表 80 【金融商品取引業者等及び商品先物取引業者による疑わしい取引の届出件数】

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
金融商品取引業者等	(件)	19,032	20,550	23,804	63,386
商品先物取引業者	(件)	318	846	428	1,592

図表 81 【金融商品取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数(件)	割合(%)
38. 不自然な態様・態度等	15,009	23.7
4. 架空名義・借名口座使用	13,202	20.8
37. 暴力団員等	9,387	14.8
42. 異なる客の同一IPアドレス取引	1,657	2.6
39. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	1,416	2.2

事例

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が行う有価証券の売買の取次ぎ、商品市場における取引の委託の取次ぎ等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 架空・他人名義で開設した証券会社の口座に、詐欺により得た犯罪収益を入金して株式を購入した。
- ・ 強盗により得た犯罪収益を、親族名義の口座に入金した後、当該親族名義で開設したFX口座に証拠金として入金した。
- ・ 詐取金の一部を用いて知人名義で法人の株式を購入し、当該知人に法人発起人の地位を取得させた上で株式会社を設立し、当該知人を代表取締役を選任させた。
- ・ 業務上横領により得た犯罪収益を商品先物取引に投資した。

図表 91 【暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出件数】

区分 \ 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	合計
暗号資産交換業者 (件)	16,550	19,344	22,667	58,561

図表 92 【暗号資産交換業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
34. 真の受益者説明・資料提出拒否	8,315	9.4
41. 不自然な態様・態度等	6,951	7.8
4. 架空名義・借名口座使用	4,610	5.2
2. 短期間・総額多額現金	3,133	3.5
35. 真の受益者が不審な取引	2,411	2.7

架空名義や借名での取引が疑われることを理由とした届出の内容は、次のとおりである。

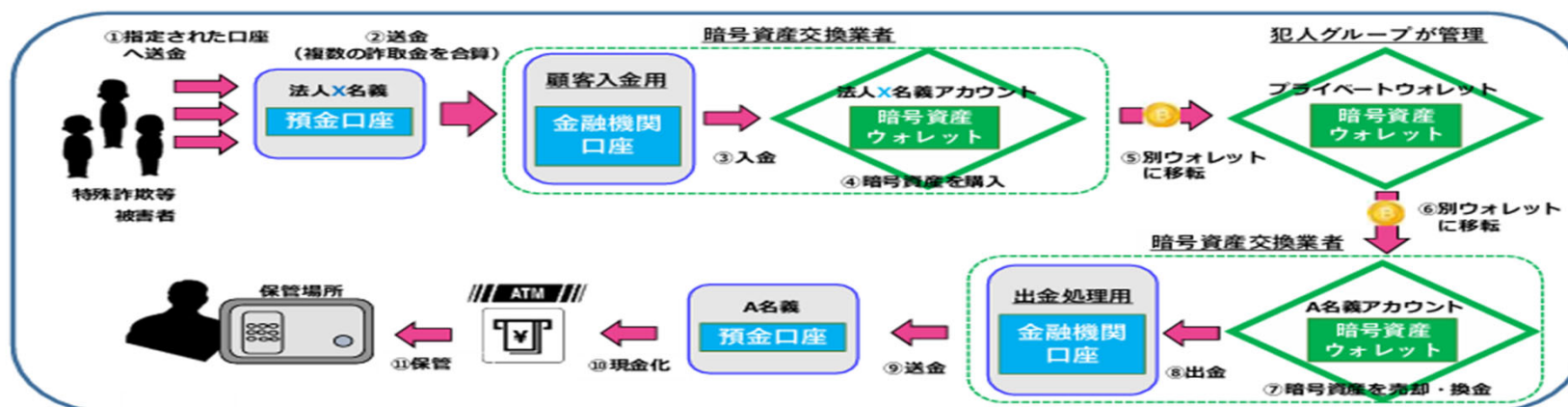
- ・ 同一の写真を、異なる氏名・生年月日の複数の利用者が本人確認書類に添付している。
- ・ 同じIPアドレスから、複数のウォレット開設及び利用者登録がされている。
- ・ 利用者の居住国が日本であるにもかかわらず、利用者のログイン時のIPアドレスが日本国外に割り当てられたものである。
- ・ 同一の携帯電話番号が複数のアカウント及び利用者連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。

事例

暗号資産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ FX取引の勧誘でだまし取った資金の運用を装うために、無登録の暗号資産交換業者を通じて暗号資産を購入し、被疑者が管理する暗号資産ウォレットに移転させた後、金融機関口座を経由して現金化した。
- ・ 電子計算機使用詐欺によって得た暗号資産を、匿名での開設が可能な外国の暗号資産交換業者の暗号資産ウォレットに移転させた。
- ・ 暗号資産の取引を業とする法人の従業員に、当該法人名義の口座に振り込まれた詐欺等による犯罪収益で暗号資産を購入させ、自己の管理する暗号資産ウォレットに移転させた後、ほとんど同額の暗号資産を当該法人アカウントの暗号資産ウォレットに移転し、金融機関口座を経由して現金化させた。
- ・ 詐欺により得た犯罪収益で暗号資産を購入して複数の暗号資産ウォレットを経由させた後、同暗号資産を売却して現金化し、被疑者が管理する法人名義口座に入金させ、更に被疑者名義の口座に送金して払い戻し、現金を犯人グループに交付した。
- ・ 詐欺により得た犯罪収益を、被疑者が管理する暗号資産交換業者の金融機関口座に送金し、換金及び送金の自動化プログラムを用いて暗号資産に交換した上で、複数の暗号資産ウォレットを経由して被疑者が管理する暗号資産ウォレットに移転させた。

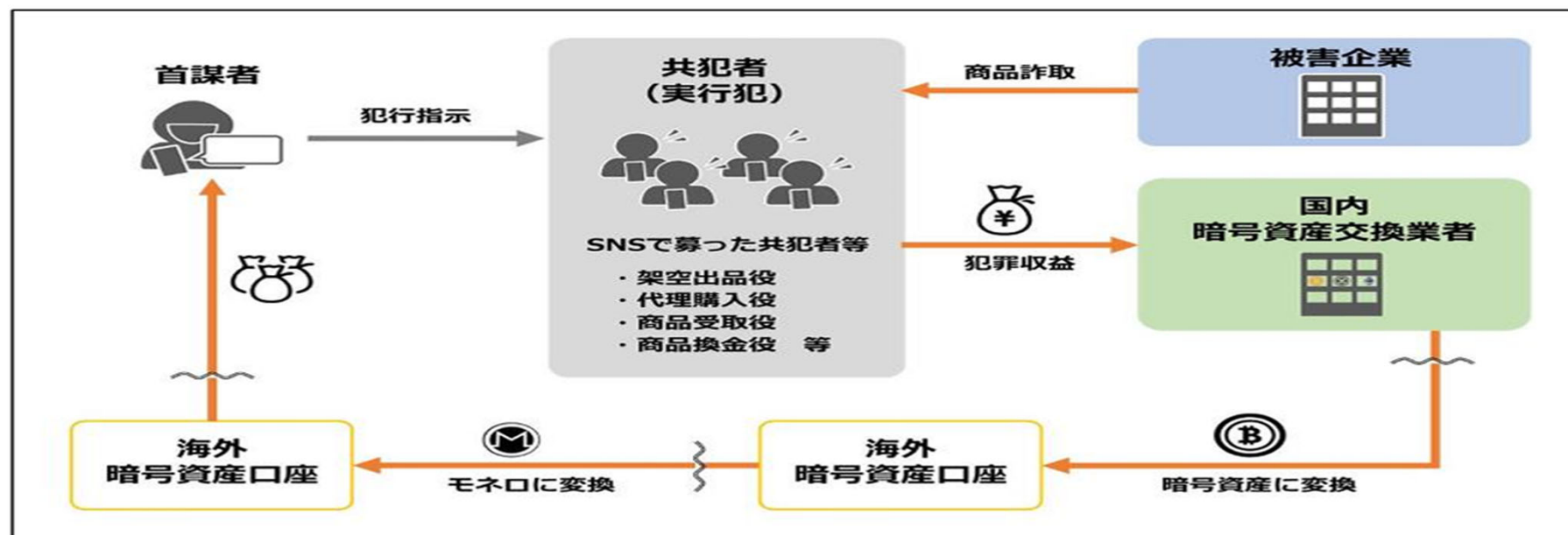
図表 89 【暗号資産を悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】



暗号資産が犯罪において対価を支払うために使用された主な事例は、次のとおりである。

- ・ 外国のウェブサイトで購入した違法薬物の代金の支払に暗号資産が用いられた。
- ・ ランサムウェアの対価支払に暗号資産が用いられた。
- ・ 無許可の金融商品取引業者による金融商品取引に暗号資産が用いられた。なお、令和6年10月、関東管区警察局サイバー特別捜査部等の合同捜査本部では、オンラインのフリーマーケットサービス等で、他人のクレジットカード情報により商品を購入して商品を転売した上、犯罪収益を、取引履歴の追跡が極めて困難となるように設計された匿名性の高い暗号資産「モネロ」に換え てマネー・ローンダリングを行っていた犯行グループを検挙している。

図表 90 【クレジットカード不正利用事案の概要】



別紙3 FATFによる各セクター向けの主なガイダンス等

1. リスクベース・アプローチ(RBA)に関するガイダンス

① Guidance on Financial Inclusion and Anti-Money Laundering and Terrorist Financing Measures 2025年6月

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Financialinclusionandnpoissues/guidance-financial-inclusion-aml-tf-measures.html>

内容: 2025年の勧告1改訂を踏まえた最新のRBA等に係るガイダンス。

2. 預金取扱金融機関

① 銀行セクター向けのRBAガイダンス

・ Risk-Based Approach for the Banking Sector 2014年10月

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Risk-based-approach-banking-sector.html>

内容: FATFのRBAを銀行セクターへ適用するためのガイダンス。

コルレス銀行

② Guidance on Correspondent Banking 2016年10月

内容: コルレス銀行業務におけるマネロン等対策について、RBAの考え方を紹介したガイダンス。

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/guidance/Guidance-Correspondent-Banking-Services.pdf.coredownload.pdf>

貿易金融

③ FATF/Egmont Trade-Based Money Laundering: Trends and Developments 2020年12月

内容: FATFとエグモント・グループが公表。TBMLの最新の傾向等を紹介。

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/reports/Trade-Based-Money-Laundering-Trends-and-Developments.pdf>

④ Trade-Based Money Laundering: Risk Indicators 2021年3月

内容: 上記の報告書を補足。実務向けのリスク指標を掲載。

<https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Methodsandtrends/Trade-based-money-laundering-indicators.html>

3. 生命保険会社

① Guidance for a Risk-Based Approach: Life Insurance Sector 2018年10月

内容: 生命保険会社・保険仲介業者向けのRBAガイダンス。商品別リスク分析やリスク指標も紹介。

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/guidance/RBA-Life-Insurance.pdf.coredownload.inline.pdf>

4. 金融商品取引業者

① Money Laundering and Terrorist Financing in the Securities Sector 2009年10月

内容: 証券セクターにおけるマネロン等の手口分析や疑わしい取引の参考事例等を掲載。

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/reports/ML%20and%20TF%20in%20the%20Securities%20Sector.pdf.coredownload.pdf>

② Risk-based Approach Guidance for the Securities Sector 2018年10月

内容: 証券会社、仲介業者、ファンド等向けのRBAガイダンス。証券商品の特性に応じたマネロン等リスクの分析も紹介。

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-securities-sector.html>

5. 暗号資産交換業者

① Virtual Assets Red Flag Indicators of Money Laundering and Terrorist Financing 2020年9月

内容: 暗号資産を用いたマネロン等の手口分析や疑わしい取引の参考事例等を掲載。

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Methodsandrends/Virtual-assets-red-flag-indicators.html>

② Updated Guidance for a Risk-Based Approach for Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers 2021年10月

内容: 暗号資産交換業者向けのRBAガイダンス更新版。ステーブルコイン、DeFi、P2P取引、トラベルルール等の記載を拡充。

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/guidance/Updated-Guidance-VA-VASP.pdf>

③ Best Practices on Travel Rule Supervision 2025年6月

内容: トラベル・ルールに係る各国当局のベストプラクティス事例や課題への対応等を紹介。

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/Best-Practices-Travel-Rule-Supervision.pdf>

④ Targeted Report on Stablecoins and Unhosted Wallets – Peer-to-Peer Transactions 2026年3月

内容: ステーブルコイン及びアンホステッド・ウォレット／P2P取引に係るマネロン等リスクや課題への対策等を紹介。

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/publications/targeted-report-on-stablecoins-and-unhosted-wallets.pdf.coredownload.inline.pdf>

⑤ Understanding and Mitigating the Risks of Off-shore Virtual Asset Service Providers 2026年3月

内容: オフショアVASPに係るマネロン等リスクの概要及びその対策等を紹介。

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/reports/Understanding-Mitigating-Risks-Offshore-VASPs.pdf.coredownload.inline.pdf>

⑥ Targeted Report on Regulatory Challenges from Decentralised Finance (DeFi) 2026年7月

内容: DeFiに係る規制上の課題と各国当局等の知見を紹介。

<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/fatfmenu.html>